

令和3年第3回定例会

(第4日)

令和3年9月14日

令和3年第3回平川市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程（第4号）令和3年9月14日（火）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

- 1番 葛西 勇 人
- 2番 山谷 洋 朗
- 3番 中 畑 一二美
- 4番 石 田 隆 芳
- 5番 工 藤 貴 弘
- 6番 工 藤 秀 一
- 8番 長 内 秀 樹
- 9番 佐 藤 保
- 10番 山 田 忠 利
- 11番 大 澤 敏 彦
- 12番 原 田 淳
- 13番 桑 田 公 憲
- 14番 齋 藤 剛
- 15番 工 藤 竹 雄
- 16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（1名）

- 7番 福 士 稔

○地方自治法第121条による出席者

- | | |
|-----------------------|---------|
| 市 長 | 長 尾 忠 行 |
| 副 市 長 | 古 川 洋 文 |
| 教 育 長 | 須々田 孝 聖 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大 川 武 憲 |
| 農業委員会会長 | 今 井 龍 美 |
| 代表監査委員 | 鳴 海 和 正 |
| 総 務 部 長 | 對 馬 謙 二 |
| 総務部総務課長 | 佐 藤 崇 |
| 企画財政部長 | 西 谷 司 |
| 市民生活部長 | 欠 |
| 市民生活部市民課長兼選挙管理委員会事務局長 | 今 井 匡 己 |

健康福祉部長
尾上総合支所長
経済部長
建設部長
碓ヶ関総合支所長
教育委員会事務局長
平川診療所事務長
会計管理者
農業委員会事務局長
監査委員事務局長

工藤伸吾
工藤敢司
對馬一俊
原田茂
齋藤茂樹
三上裕樹
宮川厚
三上庚也
小野生子
成田満

○出席事務局職員

事務局長
総務議事係長
主事

小田桐農夫吉
河田麻子
對馬賢也

○議長（桑田公憲議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いします。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

また、本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場の扉を開放し密閉空間とならないようにしております。

なお、会議中は常に、マスク等の着用をお願いします。

7番、福士 稔議員より本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

また、市民生活部長について、本日欠席する旨、市長より報告がありました。代理として市民課長が出席しておりますのでお知らせします。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

質疑応答の時間は、おおむね1時間以内とします。

また、議会運営申し合わせにより、一般質問通告一覧表と関連のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても同様の答弁をお願いします。

それでは、一般質問を行います。配付しております一般質問通告一覧表のとおり、本日は、第10席から第13席までを予定しております。

一般質問に入る前に答弁の修正があります。

去る13日の一般質問において、齋藤律子議員の質疑に対する修正がございますので、健康福祉部長より答弁させます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 昨日の齋藤律子議員の一般質問の答弁で、訂正がありましたので御報告させていただきます。

国が設定したワクチン接種の目標につきまして、8月中に5割を超えることと私のほうから答弁させていただきましたが、4割でありましたので、訂正しておわび申し上げます。

○議長（桑田公憲議員） 第10席、5番、工藤貴弘議員の一般質問を行います。

工藤貴弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤貴弘議員、質問席へ移動願います。

（工藤貴弘議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員の一般質問を許可します。

○5番（工藤貴弘議員） おはようございます。ただいま、議長から一般質問を許されました第10席、議席番号5番、誠心会の工藤貴弘です。早速通告に従いまして、順次質問していきますのでよろしく願いいたします。

まず、1. 水道スマートメーターの導入についてお尋ねします。近年、検針業務の効

率化等を目的として電力・ガス会社を中心にI o T技術を駆使したスマートメーターの導入が進んでおります。スマートメーターとは通信機能を備えた測定器であり、遠隔で検針値等のデータを取得し、指定された時間間隔でその使用量をデータ送信することができるデジタルメーターのことです。そして、現在は一部にとどまっているものの、電気・ガスのほかにも水道事業の運営基盤の強化のために水道スマートメーターの導入に取り組む自治体がございます。

例えば、東京都では令和6年までに10万個を設置し実証実験を行い、そして、大阪市でも2030年代には全戸導入を計画しております。水道スマートメーターの導入は東京、大阪といった大都市に限らず、例えば、本県の八戸市では電力・ガス会社と提携し、その共同検針を実施するなど地方でも取組が広まっております。そして、将来的には全国に普及していくものと私は考えています。申し述べるまでもなく、水道事業は私たちの日々の営みを支える生活インフラとして、欠かすことがあってはならないものです。

その一方で、その運営基盤は人口減少などの社会情勢の変化によって、不安定化と弱体化の危機が、今後ますます高まっていくことが不可避であると私は考えております。

私としては、水道スマートメーターの導入は水道事業の安定化と高度化に寄与するものと考えており、本市への導入を検討すべきと考えますが、まずは、そのメリットとデメリットを本市はどのように捉えているのか御見解をお示してください。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 工藤貴弘議員御質問の水道スマートメーターの導入についてお答えいたします。

全国的に様々な分野でI o T技術を活用した事例が報告されている中、電気・ガス業界ではスマートメーターが普及してきており、当市でも津軽みらい農協が一部のガスの検針にスマートメーターを導入し始めたとの情報を得ております。

水道業界においては、現在、検針が困難な場所や検針間違い、検針員の確保などの検針業務の問題を、水道スマートメーターを利用し解消できないか試験的に導入しているところであります。

導入に当たってのメリット・デメリットについての御質問は、建設部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長、答弁願います。

○建設部長（原田 茂） 議員御質問の水道スマートメーターのメリット・デメリットについてですが、メリットは誤検針がなくなること、水道使用者が時間単位での水量を把握できることから、宅地内の漏水を早期発見できること、検針業務の効率化が図られることなどが挙げられます。一方、デメリットはコストが高いことです。

メーカーによりタイプは異なりますが、今回試算したものは無線通信機能付き隔測メーターから携帯電話基地局を利用し、クライアントのサーバーにデータを転送するシステムで、平賀・尾上地域の約9,400戸全てに導入した場合の費用として約1億5,000万円かかるほか、年間経費も委託料が約2,800万円、専用の隔測メーターの更新費が約1,400万円それぞれ増額となり、費用対効果の面で検討が必要となります。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） ただいま水道スマートメーターのメリット・デメリットにつ

いて、その御見解を伺わせていただきました。

そして導入に当たりメリットもたくさんあるんですけども、やはりデメリットが非常に大きな障がいになっていると。仮に平賀・尾上地域約9,400戸にスマートメーターを設置すると、そのメーター自体で約1億5,000万円、そして業務委託として約2,800万円、そして更新費で約1,400万円と非常に高額であります。これが導入に二の足を踏む大きな障壁であると私も考えておりました。

しかしながら、人口減少に伴う料金収入の減収、老朽化及び耐震化に伴う更新投資の増加が水道事業の運営を圧迫することとなり、その安定化と高度化を喫緊の課題として捉え、解消に取り組んでいかなければならないと思っております。その一助として、確かにコストは高いのですが、ネットワークの活用による検針業務の省力化と効率化、災害時をはじめとした漏水箇所の早期発見と断水の未然防止、さらには高齢者世帯への見守り機能など、契約者と事業者の双方に長期的な視点ではメリットをもたらすのが水道スマートメーターであると私は考えており、その全戸導入を検討すべきと考えているわけですが、市の御見解をお示してください。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 議員御指摘のとおり、水道スマートメーターには水道使用者と事業者双方にメリットがあると私も思います。

しかしながら、先ほども申し上げたとおり、コストが高いことやメーカー側でもまだ試験段階の部分があるとの情報から、導入については、他自治体の実績や業界の開発状況に注視する必要があると考えております。

今後、現在進めている水道管の耐震化や老朽管の更新と併せて、将来的な経営計画に影響しないよう、着手時期を検討してまいりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 全戸導入は現時点では難しいということでありましたけども、例えば、愛知県豊橋市や石川県輪島市では、厚労省のIoT活用推進モデル事業を活用しながら市内の中でモデル地域を選出して、水道スマートメーターを先行導入し実証実験を行っている事例もございます。

確かに、水道スマートメーターのコストが非常に高いのは、何度も繰り返しになるんですけども、将来的にはいろんな自治体で導入が進んでいけば、機器そのもののコストも割安になっていくのではないのかなと思っております。例えば、本市でも同様の取組、先行実証をモデル地域を選定してやっていくという考え方はあるのでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 水道スマートメーターを導入する場合、専用の隔測メーターに変更する必要があります。

現在のメーターを検定満期の交換時期に合わせて全戸完了するには7年の期間が必要になりますので、モデル地域を選定するよりは、随時導入するほうが合理的であると考えております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 分かりました。モデル地域を選考して、実証実験を行うより

も、更新時期に合わせて随時やったほうが良いと。今、市の水道事業としては、管路の耐震化とか、非常に喫緊に取り組んでいかなければならない。そして、費用がかかるものもありますので、そちらを優先していただくのはもちろんのことなんですけども、機を見て、この水道スマートメーターの導入についても、情報を得ながら検討していただければと思います。この質問はこれで終わります。

次に、2. 青森県自転車の安全な利用等の促進に関する条例についてお尋ねします。青森県は、令和3年3月に青森県自転車の安全な利用等の促進に関する条例を制定しました。

三村知事は県議会で条例を制定するに当たっての基本的な考え方として、「自転車は、県民にとって極めて身近な交通手段であり、その利用が交通による環境への負荷の低減及び県民の健康の増進に資するものである一方で、その運転によって人の生命または身体に著しい被害を与える等の重大な事故を生じさせることもありますことから、自転車の安全な利用等を促進するため」と述べ、具体的には交通ルールの遵守の徹底や交通安全教育の充実により交通事故防止を図ること、そして、交通事故被害者救済の観点から、自転車損害賠償責任保険等への加入促進に取り組むことが本条例の趣旨であるものと認識しております。

以上を踏まえながら、①同県条例に関連した本市の取組について、まず、市長部局では自転車関連施策をどのように取り組むのか。また、教育委員会でも自転車関連施策として交通安全教育等についてどのように取り組んでいくのか、それぞれの御見解をお示しください。

次に②自転車保険等についてお尋ねします。県条例の制定により、本県においても損害賠償責任保険等の加入が努力義務化されました。民間の保険会社の調査によれば、前年度の青森県の個人賠償責任保険加入率は45.1%であり、全国で42番目の低さとなっているとのことです。

あくまで保険加入は努力義務であり、罰則規定もございません。しかし、近年、自転車事故による高額な損害賠償が発生する事案が社会問題化しており、また、自転車は、老若男女の身近な乗り物であることから、加入促進は急務であると考えています。損害賠償任意保険等の加入促進について、市長部局、教育委員会ではどのように取り組んでいくのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 青森県自転車の安全な利用等の促進に関する条例に関連した本市の取組についてお答えいたします。

自転車は、身近な交通手段であり、一方でその運転によっては、重大な事故を生じさせることがあることから、当該条例において、県、市町村、交通安全団体等が相互に連携、協力し、自転車の安全な利用等について促進していくことを基本理念としております。

これまでの市の取組としては、警察、交通安全協会、交通指導隊との協力により街頭指導などを行ってきたところであり、今後も、県条例の基本理念にのっとり関係機関との連携・協力を図り、走行中のスマートフォンやイヤホンの使用禁止、車道の左側走行、歩行者優先など自転車の安全な利用を促進するための啓発を続けてまいります。

次に、自転車保険等の加入促進についての御質問にお答えいたします。

自転車損害賠償責任保険の加入促進につきましては、議員御指摘のとおり、県条例において加入が努力義務とされております。加入促進に関しましては、県が啓発を行い、市町村が協力することとされております。

事故が起きてしまった際の被害者救済のためにも損害賠償責任保険への加入は、必要なことであると認識してもらうことが重要でありますので、市では、県が作成したパンフレットを配布するなどし、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

教育委員会での取組については、教育長が答弁いたします。

○議長（桑田公憲議員） 教育長、答弁願います。

○教育長（須々田孝聖） 私からは、県条例に関連した教育委員会の取組についてお答えいたします。

市内小・中学校の現状としましては、これまででも全ての学校において、4月の早い時期、または自転車に乗り始める時期に合わせ、安全な利用に関する注意喚起を行ったり、実際の自転車走行を伴った交通安全教室を開催したりしております。

今後も、県条例第12条にあるように、交通安全教育を引き続き行ってまいりたいと思っております。

次に、自転車保険等に関する教育委員会の取組についてお答えをします。

議員御指摘のとおり、重大な自転車事故による多額の損害賠償事案が社会問題となっていることから、保険加入は努力義務ではあるものの、市内の中学校では、保護者に対し、年度初めに民間の自転車保険をあっせんしたり、付帯保険のあるTSマークを自転車通学許可の条件としたりするなど、自転車保険加入率は把握しているだけでも、約87%となっております。そのほか、各種保険に付帯しているものもあり、実質的な加入率はさらに高い可能性があります。今後も、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する啓発等を引き続き行ってまいりたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） ①については、市でも関係機関と連携しながら、交通安全の啓発に取り組んでいくと、教育委員会のほうでも、学校で交通安全教室の実施などを図って、児童生徒の安全対策に取り組んでいくということをございました。

保険加入については、市ではパンフレットの配布などをして周知を徹底していく。教育委員会のほうでは、保護者向けに対して、民間保険のあっせん、紹介をして、学校の中では、TSマークを自転車登校の条件にしていると。中学校全体としては、87%の保険加入率ということで非常に高い加入率であるんだなと思っておりましたが、②の保険加入促進に関して、再質問させていただきます。

教育長等も触れておりましたが、近年、重大な自転車事故によって、中には1億円に迫るような多額の損害賠償事案が増加して社会問題となっていると、また、このような事故が、本年7月現在で、全国33の都道府県と基礎自治体において自転車保険等の加入を促す自転車等条例の制定に影響を与えているという認識でございます。被害者救済の観点からも、できることならば全ての自転車を利用する市民の自転車保険等への加入が望ましいものと考えていますが、特に、通学で日常的に自転車を利用する中高生について、そのかかる費用の一部を助成し、中学校で87%の加入率ではございましたが、さら

に継続的に保険加入を促すことを提案いたしますが、市の御見解をお示してください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長、答弁願います。

○総務部長（對馬謙二） かかる費用の一部を助成してほしいという今の御質問でございますけども、自転車損害賠償責任保険については、単独での保険のほか、自動車保険、火災保険、会社等の団体保険の個人賠償責任補償特約で加入することができる場合が多く、また費用、補償内容や期間、支払い方法もそれぞれの保険により様々であることから、一律の制度で費用を助成することは現時点では難しいものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 現実問題としては、様々な事情によって、市として費用助成することは難しいということで、理解もできるんですけども、より保険加入率を高めていくためには、こうした助成があればいいなと思いましたので質問させていただきました。

いずれにしましても、損害賠償保険等への加入促進は、今後とも県条例とも絡みがありますので、積極的に市長部局でも、教育委員会部局でも、実行して行ってほしいと思います。

では、最後に、3. 選挙に関することについてお尋ねします。

まず、①新型コロナウイルス感染症への対応について、イ. 感染症予防対策についてお尋ねいたします。御承知のとおり、感染力の強いデルタ株の全国的な蔓延により本県でも新型コロナウイルスの感染者が増加し、今月から県の示す感染症緊急対策パッケージに基づき、市内でも人流の抑制と人との接触の機会を減らす対策として、公共施設の利用休止やイベント等の中止・延期を余儀なくされています。しかしながら、選挙は避けて通ることができず、限られた範囲ではあるものの、人流を生み出し、人との接触の機会を増やすこととなります。そのような状況下にあって、選挙が感染拡大の原因とならないように候補者陣営はもとより、有権者と選挙管理委員会も細心の注意と対策が必要であると思っておりました。

そこで、投票所における感染症予防対策をどのように講じていくのか具体的にお示してください。また、投票するに当たり有権者が、例えば、マスクの着用の拒否、あるいは発熱または体調不良が見受けられるなど、感染が疑われるにもかかわらず、感染拡大を防止する上で好ましくない状態で、なお投票しようとする場合はどのように対応するのか併せてお知らせください。

次に、ロ. 投票所の運営に関することについてお尋ねします。公正かつ適切な選挙事務が執行されるために不可欠な投票事務従事者、投票管理者、投票立会人等が新型コロナウイルス感染症の陽性者、あるいは濃厚接触者であることが確認された場合、または37.5度以上の発熱などにより感染が疑われた際、どのように対応するのかお知らせください。

次に、ハ. 特例郵便等投票に関することについてお尋ねいたします。本年6月に施行された特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律により、新型コロナウイルスに感染し自宅や宿泊施設で療養する有権者も郵便等により投票することが可能となりました。投票は個々の意思を示す極めて重要な行為であり、可能な限りその機

会を逸してはなりません、本制度の浸透には課題を残しています。選挙管理委員会はどうのようにしてその周知に取り組むのかお知らせください。

次に、②投票率向上に関することについてお尋ねします。投票率の高低は時の社会情勢、政治課題、政局等が複雑に絡み合い一概には計り知れないものの、全体としては時代が経過するにつれて減少傾向にあります。

特に、若年層の投票率の低下は深刻であり、例えば、総務省が公表している衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移によると、昭和42年の総選挙では20代の投票率が66.69%に対して前回行われた平成29年の総選挙では33.85%まで低減しています。本市においても直近の選挙である令和元年の参議院議員通常選挙を例に挙げますと全体の41.74%の投票率に対して30代以下の投票率は総じて30%を下回り、より身近な選挙である市議会議員選挙、市長選挙では投票率の高い60代、70代がそれぞれ80%程度あるのに対して、30代以下ではその半数以下まで投票率が落ち込んでいます。

そこで、イ. 若年層への啓発について、投票率の向上には教科書的な政治と選挙のシステムの理解と啓発だけではないと重々承知しつつも、選挙管理委員会として若年層の投票率向上に向けてどのように取り組むのかお示してください。

次に、ロ. 市内高等学校への投票所設置についてお尋ねします。御承知のとおり、平成28年の参議院議員通常選挙から選挙権を持つ年齢が18歳に引き下げられました。ちなみに母数は少ないものの18歳、19歳のほうが20代、30代より投票率は高くなっています。

そして、高校生にも投票権が与えられたことで、全国的に高校に期日前投票所を開設する自治体が選挙のたびに増加しているものと認識しています。県内でも既に十和田市やむつ市で実施されており、また黒石市でも黒石商業高校と黒石高校で次回の衆議院議員総選挙に、高校内に期日前投票所を開設することです。私は平成28年にも同様の一般質問をしましたが、いま一度、本市でも市内の高校に期日前投票所を開設し、さらには投票立会人や投票事務従事者に高校生を選任することにより、主権者教育としての若者の政治と選挙に対する意識の醸成、そして高校での投票機会を確保することが、若年層の投票率向上と今後の恒久的な投票行動にもつながることから極めて開設が重要であると考えますが、選挙管理委員会の御見解をお示してください。

○議長（桑田公憲議員） 選挙管理委員会委員長、答弁願います。

○選挙管理委員会委員長（大川武憲） 工藤貴弘議員の選挙に関することについての御質問にお答えします。

まず、感染症予防対策についてお答えします。投票所での選挙人の誘導、入場整理等に対応するため、各投票所に配置する人員を従来より1人増員し7人とします。また、投票事務従事者、投票管理者及び投票立会人は、手洗いや消毒、マスクの着用といった日常の感染予防対策に加え、必要に応じてフェースシールドや使い捨て手袋を着用し、感染予防に努めます。

次に、投票所の設営等についてですが、会場内の記載台や机等はできるだけ離し、空間を確保します。3人用の記載台は真ん中を使用させない、順番待ちの列の足元にラインを引くなどして三密の防止に努めるほか、定期的に換気や記載台等の消毒を行います。

選挙人に対しては、手洗いや消毒、マスクの着用といった日常の感染予防対策を行った上で投票していただきます。また、候補者名等の記載の際には、各投票所において配

付する使い捨て鉛筆を使用するか、または持参した筆記用具を使用して記載することも可能とします。

なお、マスク着用に応じない場合についてですが、選挙人がマスクを着用しないことにより、投票を拒否することはできないため、感染予防対策として投票所内ではマスクを着用していただくよう選挙人に求めます。

しかしながら、個々の事情によりマスクを着用できない方もいらっしゃるものが考えられますので、その際には、せきエチケットのお願いや他の選挙人との十分な距離を保つなど感染防止対策を施した上で、投票を行っていただくこととなります。

発熱等により当日の体調が優れない方については、投票事務従事者に申し出てもらい、投票所内の混雑を避け、さらに、通常ほかの選挙人が使用しない1人用の記載台を使用して記載していただきます。

次に、投票所の運営に関することについてですが、投票事務従事者、投票管理者及び投票立会人が新型コロナウイルスの感染者等であることが判明した場合、または投票日当日において感染の疑いがある場合は、投票事務等には従事させないこととします。

なお、投票立会人及び投票事務従事者に欠員が生じた場合は、人員の確保が速やかにできるよう補充体制を整え、投票管理者が欠員となった場合は、職務代理者がその職に当たるものとします。

特例郵便等投票については、選挙管理委員会事務局長に答弁させます。

次に、若年層への啓発についてですが、これまでの取組状況としましては、年4回の定時登録において選挙人名簿に登録された新有権者に対して、初めての投票を呼びかけるメッセージとともに、選挙制度の周知や投票の手順、選挙運動等に関するリーフレットを送付しております。また、成人式においては、新成人となられる方に選挙啓発に係るリーフレットを配布しております。

次に、選挙権を持たない若年層への選挙への意識づけとして、平川市明るい選挙推進協議会の協力のもと、市内小・中学校に働きかけ、選挙出前講座を実施しております。内容は選挙の仕組みや重要性を伝える講座のほか、実際の投票用紙や選挙機材を用いた模擬投票や、選挙に関するクイズ等も交えた親しみやすいものとしております。

高等学校に対しましても、県選挙管理委員会の実施する選挙出前講座の共催により、間もなく有権者となる生徒、または選挙権を得て間もない生徒が選挙の重要性を学習することにより、政治や選挙に対する関心を高めるよう取り組んでおります。また、中学校、高校に随時投票箱等の貸出しを行っており、生徒会選挙等で実際の選挙機材に触れることで、若年層の意識啓発を図っております。

さらに、若い世代にとって身近なSNSを用いての投票の呼びかけや、選挙制度の周知、選挙に関する様々なお知らせ等を行うことで、選挙への理解をより深めていただくとともに、選挙を身近に感じていただけるよう、情報発信に努めてまいります。

次に、市内高等学校への投票所設置についてですが、当日投票所ではなく、選挙期日の公示または告示があった翌日から選挙の期日の前日までの間に設置する期日前投票所としてお話を進めさせていただきます。高等学校に期日前投票所を設置することは、選挙権を持ち、初めて投じる1票を身近に感じてもらうことができるため、当委員会におきましても、実施を検討すべき取組として捉えていたところです。

ただ、選挙の期日によって、在学中に18歳に到達し、投票できる生徒が限定的であることや、事務従事者や投票立会人等が校内に出入りすること等が懸念され、これまで開設に向けた具体的な検討を見送ってまいりました。

しかし、高等学校への投票所の開設は若年層の投票率向上に資する取組であると思われるので、今後、柏木農業高校・尾上総合高校の2校への期日前投票所の開設について、学校側の事情を考慮し検討したいと考えております。

また、議員御提案の、投票立会人や投票事務従事者に生徒を選任することにつきましても、主権者教育としての若者への意識づけにもつながることから、期日前投票所の開設と併せて検討したいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 選挙管理委員会事務局長、答弁願います。

○選挙管理委員会事務局長（今井匡己） 私からは、特例郵便等投票についてお答えいたします。

公職選挙法に規定される郵便等投票は、重度の身体障がい者もしくは介護保険法による要介護5の方を対象としたものですが、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以降の選挙において、特例により郵便等投票ができるようになりました。

特例郵便等投票の制度の概要や手続方法等につきましては、今後、市ホームページに掲載するほか、選挙の際に毎戸に配布している選挙啓発チラシにも掲載し、市民へ周知を図りたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） ロ. 市内高等学校への投票所設置について、4年前質問したときは、実施したいけども安全性の面ですとか、そういった投票になるまで、18歳になっていない生徒がいる可能性も高いので、非常に限定的な効果であるから、検討事案としてというような答弁であったと思います。そして、今の御答弁では、4年前よりかなり前進したなという印象であります。

確かに限定的かもしれないし、安全性の問題もあるかもしれないけども、県内をはじめ全国の高校で取り組んでいる、非常にいい取組でありますので、今から1年以内に3つの選挙が予定されていると、衆議院選挙は期間があれですけども、市長選挙、参議院選挙については、期日も決まっているし、市長選挙に限っては冬ですので、有権者の数も増えるのではないかと考えておりますので、高校生を選挙事務の従事者に充てることも含めてですね、柏木農業高等学校と尾上総合高等学校の方々と密に連絡を取りながら、ぜひ実施してほしいなと思っておりますので、よろしく願います。

①新型コロナウイルス感染症への対応について、ロ. 投票所の運営に関することについて質問したいと思います。

感染症予防対策については、かなり気を使って事に当たられるんだなと思っておりました。人員も1人増やすということでございました。ただし、新型コロナウイルスの影響により、各投票所の投票事務従事者、投票管理者や投票立会人等に欠員が生じることが予期されるものと思います。先ほどの御答弁では、そうならないように一生懸命頑張るということでございましたけれども、いろいろな町会とかの絡みもありますし、職員の数も決して余裕があるといえますか、多いわけでもありません。そうした場合、万

全を期すために、その補充体制をどのように構築するのか、流れとかそういったものをお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今井匡己） 投票所の人員補充体制についてお答えいたします。

まず、投票事務従事者についてお答えいたします。期日前投票所において欠員が生じた場合には、本庁・総合支所・支所間で調整を行い、補充することとしております。また、投票日当日において欠員が生じた場合には、本部から補充することとなります。

なお、選挙事務従事者は課長補佐級以下の職員を充てていますが、コロナ禍における感染対策として、次の選挙より各投票所の事務従事者を増員する予定であり、これまで以上に多数の職員が必要となっております。選挙期間中に万一感染が蔓延し、選任した事務従事者に多数の不足が生じた場合は、再任用職員、また、感染状況によっては管理職への委嘱も必要であると考えております。

次に、投票管理者に感染が疑われる場合についてですが、あらかじめ選任している職務代理者が、その職に当たることとなります。

また、投票立会人につきましても、期日前投票所においては2人、当日投票所においては2人以上必要であるため、これに達しない場合は、選挙管理委員会または投票管理者が別の投票立会人を選任することとなります。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 要するに持てる人材の全てを尽くして総力戦で選挙を乗り切っていくということで、非常に力強いメッセージであったかと思います。そうは言いつつも、万が一コロナウイルスの蔓延によって各投票所に当初予定していた人員が確保できない場合、そうした場合は投票所、例えば指定投票所なり、期日前投票所でもいいんですが、投票所を閉鎖することはあり得るのでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今井匡己） 投票所の閉鎖についてお答えします。公職選挙法の規定により、期日前投票所及び共通投票所は、天災その他避けることのできない事故により、その投票所において投票を行わせることができないときは、投票所を開かない、または閉じることができるとされております。

また、当日投票所については、天災その他避けることのできない事故による場合は、投票所を変更して投票を行うこととされております。

議員御質問の、感染の蔓延により事務従事者等の人員を確保できない場合は、天災その他避けることのできない事故に該当しません。このことから、公示日後は投票所を閉鎖することができないことになっております。

なお、投票所を設置する施設での感染者の発生により、当該施設が保健所の指示で使用することができなくなった場合は、天災その他避けることのできない事故に該当しますので、その場合は投票所ごとの対応をすることとなります。

まず、期日前投票所及び共通投票所については、状況によって閉鎖することがあります。やむを得ず閉鎖する場合は、閉鎖した投票所以外での投票が可能ですので、一部の投票所を開かない場合でも、代替の投票所は設置しない予定ですので、御了承ください

るようお願いします。

次に、当日投票所につきましては、人員を確保した上で投票所の開設に努めますが、当日投票所に指定する施設での感染者の発生等により、保健所の指示で使用することができなくなることも考えられますので、その場合は代替の施設において投票できるよう対応いたします。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 非常に分かりやすかったです。やはりコロナ対策は個々人が緊張感を持ってやっていくというのに尽きるのではないかなと思うんですけども、またコロナの話ですが、選挙事務等の人員確保との兼ね合いも十分考えられますが、コロナ禍において混雑緩和と投票機会の確保のために、期日前投票所の増設、あるいはその開設期日や時間の延長を検討することは考えておられるでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今井匡己） 投票機会の拡充についてでございます。イオンタウン平賀に設置する期日前投票所につきましては、これまで準備の都合により、期日前投票ができる公示日または告示日の翌日から数日遅れで開設しておりましたが、今回の選挙からは、開設期間を延長し、本庁や総合支所に設置する期日前投票所と同様、公示日または告示日の翌日から開設できるように準備を進めております。これにより、選挙人に対する投票の機会を増やし、コロナ禍における投票を分散させることができると考えております。

混雑緩和への対応としましては、直近の選挙における当日投票所の混雑時間や、期日前投票所の投票者数の開設日ごとの推移などを、市ホームページ及び毎戸チラシ等を活用し、投票する際の参考にしていただきたいと考えております。期日前投票所の増設や開設時間の延長については、現在のところ考えておりません。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） これまで期日前投票所としてイオンタウン平賀では、他の市庁舎ですとか、分庁舎とか、支所とかに比べて遅い立ち上がりであったけれども、ほぼ同時となるように検討していく、実行していくということでしたので、よろしく願いいたします。

そして、混雑緩和についても、ホームページ等で参考となるような混雑の時間帯を周知していくということで、非常にこのコロナ禍においては参考になって、自分の感染対策に資するものだと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次に①ハ、郵便特例法に関することについて再質問いたします。この郵便特例法では濃厚接触者を郵便投票の対象者としていません。また、濃厚接触者となった場合は、陽性者との最終接触日から14日間の外出を自粛し、健康観察することになっていますが、投票のために外出することは、不要不急の外出には該当しないため、投票所での投票が可能でございます。事前に選挙管理委員会に対して電話連絡あるいは投票所において、有権者自らが濃厚接触者であることの申出や相談があった場合、どのように選挙管理委員会では対応するのか御見解をお示しく下さい。

○議長（桑田公憲議員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今井匡己） 濃厚接触者への対応ということで答弁させて

いただきます。

国からの通知によりますと、濃厚接触者の方は特例法に規定する郵便等投票の対象者ではなく、投票所において投票することは差し支えないとされております。

このことから、選挙人から自分が濃厚接触者であることの申出があった場合は、濃厚接触者であることを理由に投票を拒否することなく、手洗いや消毒、マスク着用等の基本的な感染防止対策を行った上で投票していただくこととなります。

なお、投票する際には、前後の順番の選挙人との間隔を空け、1人用の記載台で記入する等の対応を行うこととしております。

特例郵便等投票の対象となる方だけでなく、濃厚接触者につきましても投票の機会が奪われないよう、市ホームページ等により選挙制度の周知に努めてまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 濃厚接触者であっても、投票する行為は不要不急の外出ではないので、当然の対応だと思うんですけども、新型コロナウイルス感染症を発症する前であっても、2日くらい前までは人に感染させるということですので、選挙事務に当たられる方には、その対応についてくれぐれも御留意してほしいと思っております。

そして、濃厚接触者になってしまった方、もちろんその方を責めるわけでも何でもありませんけども、そうした状況の中にあっても投票をしたいということは、大変意義のあることですので、不安に思うことなく、選挙管理委員会等に事前に相談していただければと思いました。

最後に②イ、若年層への啓発について再質問いたします。

先ほどは折を見てリーフレットの配布ですとか、選挙出前講座ですとか、あるいは中学校・高校に対して、恐らく投票箱とかを貸出しして、生徒会の選挙で使っていただいて、選挙に対する意識醸成を図っているということで、これも非常にいい取組だと思っております。それもあつつも例えば、若年層への投票率向上対策として若者を対象としたシンポジウムやワークショップを開催する自治体があります。選挙に対する意識醸成や若者目線での投票率向上のアイデアを取り入れるために実施を検討されてはいかがかと私は考えますが、選挙管理委員会の御見解をお示してください。

○議長（桑田公憲議員） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（大川武憲） 若年層への投票率向上対策についてお答えいたします。

当委員会としましては、若年層の投票率の低迷は大きな課題と捉えております。若い世代の投票率を向上させるためには、若い世代の選挙への関わりを深める取組に重点を置くことが必要と考えております。

しかしながら、議員御提案の若者を対象としたシンポジウムやワークショップについては、コロナ禍にあることも伴い、現在のところ実施を検討するまでに至っておりません。

若年層への投票率向上対策としましては、これまでの取組に加え、県選挙管理委員会等の主催する啓発事業への参加を呼びかけたり、若者にとって身近なSNSにより選挙に関する情報発信を行うことで、若年層の意識啓発に取り組んでまいりますので、御理

解くくださるようお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 若年層の投票率向上に対してシンポジウムやワークショップは、コロナ禍もあるので検討には至っていないということで理解しました。

選挙管理委員会としてはSNSとか出前講座とか10代向けに意識醸成を図るための施策をよくやっていると思います。そしてやはり選挙の投票率向上というのは、こうした制度の理解や周知だけではなくて、やはり政治や政治家がもっとびりっとしなければ、投票率の向上はないと思っておりますので、私も今後の政治活動、ちょっと自分を見つめ直して頑張っていきたいと思います。

最後にこれから衆議院選挙、市長選挙、そして参議院選挙が1年以内に決行されるというわけですので、選挙管理委員会の職員の皆さんは大変だと思いますけども、適正、公正な選挙が実施されるように御尽力をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（桑田公憲議員） 5番、工藤貴弘議員の一般質問は終了しました。

午前11時15分まで休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第11席、8番、長内秀樹議員の一般質問を行います。

長内秀樹議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

長内秀樹議員、質問席へ移動願います。

（長内秀樹議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員の一般質問を許可します。

○8番（長内秀樹議員） ただいま議長より一般質問の許可を頂きました第11席、議席番号8番、誠心会の長内秀樹です。今回、りんご園の「水」対策、授業目的公衆送信補償金制度、新型コロナウイルスワクチン接種の3項目について質問をさせていただきます。それでは通告に従いまして一問一答方式で、順次質問させていただきます。

最初に、1. りんご園の「水」対策についての①「水」に対する見解について質問します。

黒石市にある独立行政法人青森県産業技術センターりんご研究所、以前は青森県りんご試験場が調査している、本年4月から8月までの気象経過を見ますと、今年は気温が全般に高く、特に6月第3半旬の平均気温は歴代1位を記録、また月別降水量を見ますと6月が平年比50%、7月が同じく61%と、今年は気温も高く、しかも雨も極端に少ないことが分かります。

りんご生産においては、水が品質、収量を左右することから、干ばつでのかん水対策や薬剤散布の水の確保など、りんご園での水に対して、行政としてどのような見解をお持ちか伺います。

次に②ふるさと農業応援事業へ新規事業創設についてであります。

昨日の大澤敏彦議員の超高密植栽培の支援についての質問で答弁にあった、国の果樹経営支援対策事業の用水・かん水施設整備事業についてお伺いします。本事業は事業要件に全ての農業者が活用できない場面があります。そこで、この国の事業を補完できるよう、市独自の水源確保のためのボーリングや、かん水施設等事業をふるさと農業応援事業で補完対応できるよう事業創設ができないか。以上、りんご園の水対策2項目について質問します。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 私からは、水に対する見解についてお答えします。

議員から御指摘もありましたが、水は、生命、健康及び経済活動の基礎となる最も重要な資源の1つであると認識しております。

その中で農業用水は、日本の年間の水使用量のうち約3分の2を占めており、農作物の生育に必要なかんがいをはじめ、生活用水や環境用水、防火用水など、多面的な役割を担い、社会生活を支えるものであり、飲み水と同様に、必要不可欠な存在であります。

議員御指摘のとおり、りんご栽培においても苗木の乾燥対策として、また薬剤散布にも欠かせない非常に大きな役割を担っております。

ふるさと農業応援事業への新規事業創設については、経済部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長、答弁願います。

○経済部長（對馬一俊） 私からは、ふるさと農業応援事業への新規事業創設についてお答えをします。

まず、ボーリングということでした。井戸掘削関係かと思われ。りんご樹園地の水の現状についてでありますけれども、河川やため池などから確保できない場合、井戸水や用水を使用したり、また、それらの水源も確保できない場合は、園主自らが小規模なため池を設置したり、樹園地に設置したタンクまで直接水を運んで対応している場合もございます。したがって、今回議員のほうから御質問のあった、ボーリング、井戸関係ですね、そちらの水源の確保に対し、市で補助するといったことは、現状では難しいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、用水・かん水施設等の整備についてであります。

国の果樹経営支援対策事業の要件では、まず補助対象者は認定農業者以外であった場合、面積要件がありますけれども、そちらをクリアしていても、今度また年齢要件ですね、60歳以上で後継者がいないといった場合は、事業を活用することができないといったような制度となっております。

また、補助対象経費では、用水・かん水施設の一体的な整備費とされており、施設に必要な貯水槽をはじめ、ポンプや配水管などの配水装置、点滴かん水チューブなど散水装置までの全てを対象とするものとなっております。

このため現行では、例えば配水装置や散水装置は、これは自力施工しますと、そのほかの貯水槽だけ補助を受けるといったことができない制度となっております。したがって、現時点では、こうした部分的な整備に対し、まずは農業者の需要の把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） はい、分かりましたありがとうございます。

再質問させていただきます。今のお話の中で、国の果樹経営支援対策事業での対象要件のお話がありました。本市においては、対象者が60歳未満じゃないと駄目だと。そしてまた、後継者が必要だとなってございます。県内の他市町村の実例を申し上げますと、今の現状、農家の高齢化の状況から、ほかの市町村では年齢を65歳未満としているところがございます。鶴田町でございます。そして、今お話し、例えばかん水施設を整備するに当たって、一体的でなくては駄目だと、全てトータルでやらなくちゃいけないというふうになってますけれども、そこがいろいろ問題でネックになっているところなんです。

そこで改めてお伺いします。水源確保のボーリング工事はこの事業の対象になってますか。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ただいま国の事業ではボーリングが対象になるかという質問でございますが、ボーリング、掘削に関しては補助の対象となっております。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） つまりボーリングは対象になってなくて、かん水をする際に水は各自でやりなさいと、その出た水をりんご園のところまで運ぶパイプだとかそういうものを一体的にというふうになってますけれども、その一体的のもうちょっと具体的にはどういうふうを考えてますか。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 先ほども答弁申し上げましたけれども、例えば貯水槽以外の関連施設がありますけれども、例えば自動制御装置だとか、水を散布するのに必要な機材としては、ポンプ配水管などあります。例えば農業者がポンプ配水管を自力で確保して、施工して、そのほかの貯水タンクとかそういったものは国の事業でお願いしますといった場合は、農業者自らが確保する部分と、国にお願いする部分があるのでそうした場合は、国は一体的な整備に当てはまらないということで、補助の対象外ということになってます。ですので、かん水するための装置一式を国の事業では、全てやる場合に補助の対象とするというような内容でございます。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） はい分かりました。この事業に当たって、国の事業ですけれども、市町村で年齢区分だとか、面積の要件は変更することができます。先ほども申し上げましたとおり、最近の高齢化から、定年退職後、また農業やってみたいと、特に超高密植のわい化をやってみたいという方があるわけなんです。後継者がいません。そういう方でもなるようにするためには、鶴田町さんのように、もう5歳、いや7歳、8歳上げるだけでもいいんですよ。その辺の配慮もお願いしたいと思います。ほんのちょっとなんです。ある程度その辺も考えた施策の検討も必要かと思えます。

とにかく今年の天候を見ますと、りんご研究所で聞いてきましたら連続干天日数という5ミリメートル以下の雨が降らない日が続いたかというのを計算してもらってきました。そうしますと、7月13日から27日までの15日間、6月は6月5日から18日までの14日間、そして6月21日から7月3日の13日間雨が降らないと、約2週間今年の天候では雨が降りませんでした。それがわい化栽培のりんごの果実肥大の低下につながった

と思います。

りんごの果実肥大というのは、りんごの花びらが散ってから、りんごの実が赤道部分で約2センチメートルになるまでは、りんごの果実内の細胞一個一個増えて、そして、その後その一個一個の細胞が肥大することによって、りんごが大きく太ってくるんです。その細胞が分裂する際には一番大切なのは水なんです。それが今年の内容を見ますと、やはり雨が降らなかった。こういう条件の中でおい化栽培、特にこれからの超高密植栽培においては、非常にその辺がブレーキをかけるものだと思ってました。そこをやるのにほんのちょっと、例えば井戸を掘るのにほんのちょっとの支援をやるとか、ほんのちょっとのところの支援で、やる気の生まれる農業ができるかと思います。ぜひともほんのちょっとです。前向きに検討していただくことをお願い申し上げまして、この質問を終えます。

次に、2. 授業目的公衆送信補償金制度についての①取組状況について質問いたします。

本年4月1日から有償となった授業目的公衆送信補償金制度について、その内容と本市の取組状況及びオンライン授業等の①取組状況についてお伺いします。また、同制度における本市の小・中学校の対象学年数、生徒数、補償金額についてもお知らせください。

次に、②教職員への対応についてであります。

教職員のICT機器の利用に関する講習及び本制度に関する講習の令和2年度及び令和3年度の受講実績について質問します。以上、授業目的公衆送信補償金制度について明解なる答弁を求めます。

○議長（桑田公憲議員） 教育長、答弁願います。

○教育長（須々田孝聖） 私から授業目的公衆送信補償金制度の取組状況についてお答えします。

まず、授業目的公衆送信補償金制度の内容ですが、本制度はICTを活用した教育を推進するため、著作物の利用円滑化と著作権者等の利益保護とのバランスを取るための制度であり、著作権者等に補償金を一括で支払うことにより、著作物を無許諾で利用できる範囲が拡大されております。

従来著作権法では、学校等の教育機関における授業の過程では、必要かつ適切な範囲で著作物等のコピーや遠隔合同授業時のファイル送信などを、著作権者等の許諾を得ることなく、無償で行うことができました。さらに、平成30年の法改正により、ICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図るため、遠隔合同授業以外での公衆送信についても補償金を支払うことで著作権者等の許諾を得ることなく利用することが可能となりました。

以上の制度内容を踏まえ、本市の取組状況をお答えします。本補償金につきましては、今年度の当初予算に計上をしておりますが、今後、本格的なオンライン授業実施の体制が整い次第、コンプライアンスに準じて、予算措置を行い対応してまいります。

次に、オンライン授業等の実施状況についてお答えします。現在は、対面での授業を行うことができ、現時点での取組はありませんが、これまでの取組としましては、別室登校児へのライブ配信や、不登校児への健康観察など、テスト的に実施してござい

す。

また、補償すべき金額であります。令和3年5月1日現在の本市の小・中学校の全学年が対象となり、小学校児童数は1,366人、中学校生徒数は721人、合計2,087人分が対象となります。補償金単価は、1人当たり、小学生120円、中学生180円となっておりますので、消費税分も含め、合計で年間32万3,070円となります。年度途中の加入の場合は、月割りでの支払いとなります。

続きまして、授業目的公衆送信補償金制度における、教職員への対応についてお答えします。

まず、教職員のICT機器の利用に関する令和2年度から令和3年度にかけての講習、研修への参加につきましては、国や県が主催する2つの研修に、市内教員延べ10名、指導主事2名が参加しております。

具体的な活用には、現在学校に整備されている機器を使つての研修が必要なことから、本市としての研修も進めてまいりました。令和2年9月に、市内小・中学校教員の約4分の1が参加して、機器の接続の仕方やオンライン会議ツールであるZoomの使用方法、オンライン授業の進め方などについての研修会を行っております。令和3年1月以降には、新型コロナウイルス感染拡大防止に加え、Zoom活用も念頭に置いて、研修会や会議、学校訪問等をオンラインで開催しました。

3月末、全ての学校に1人1台のタブレットを整備することができましたので、4月から5月にかけて導入された学習支援ソフト「ミライシード」について、各校での視聴コンテンツによる研修を促し、5月31日には、市内教員53名が参加して、「ミライシード」の利用促進を目的とした体験的な研修をオンラインで実施しました。各研修後には、タブレット等の利用率が急速に高まったことも報告されております。

今後は、各学校を巡回する専門的な知識と技能を持ったICT支援員が、各学校の実態に合わせた研修を行う予定となっており、ますますICTの活用が促進されるものと考えております。

次に、著作権セミナー及び本制度に関わる講習等の受講実績についてであります。個人的な参加による受講実績を除いては、公的に派遣しての受講実績はございません。

しかしながら、今後各校を巡回いたしますICT支援員による研修機会を捉えて、本格的なオンライン授業体制の構築とともに、本制度の周知も含めて行っていく予定です。具体的な実践の場を体験しながら、本制度をよりよく理解していくことができるようにと考えての段取りであることを御理解いただければと思います。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 再質問させていただきます。今回、先ほどの答弁がありましたけれども、1人1台ということでお話いただきましたけれども、今回GIGAスクール構想で、小・中学生のノートパソコン、電子黒板、Wi-Fiの情報機器の設置状況、最新の設置状況の数についてお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） GIGAスクール構想での小・中学校での情報機器の設置状況についてお答えいたします。

タブレットパソコンについては、児童生徒、教職員、学習支援員が1人1台ずつ利用

できるように、2,329台を配備しております。電子黒板については、各学校の普通教室に配備し、全小・中学校で117台配備しております。また、Wi-Fi等の通信環境については、全小・中学校で、授業でインターネットに接続できる環境となっております。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） もう2千何台パソコンが、そしてまた、Wi-Fiもオーケーだということでした。

改めてもう一度再質問させていただきますけども、今回の授業目的公衆送信補償金制度、教育長のお話を聞いてみまして、ちょっと違うなと思って聞いていました。改めて聞きます。

この授業目的公衆送信補償金制度というのは、先生が著作権法第35条の絡みで、他人の作っている著作物を使って、今までですと、紙でコピーして児童生徒に渡していたものはオーケーです。しかし今法律が変わって、それをパソコンに載せてインターネットで配信することで、著作権法違反になるよと。だから、その著作権法違反にならないために、今回お話しの小学校120円、中学校180円を積み立て、それを著作権で管理している一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会、俗称「SARTRAS」というそうですけども、そこにそのお金を納入することで、先生方は全く著作権について心配することなくオンラインで授業ができるという制度ですよね。そして、それをすることによって、教職員は著作権についてあまり考えなくてもいいと。私はそういうふうに認識していましたけども、教育長の見解を改めてお伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） そのことにつきましては、教育委員会事務局長に答弁をさせていただきます。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 少し認識がずれているといけませんので、詳しくお答えさせていただきます。

まず、授業における著作物の使用については、これまで先ほど長内秀樹議員が言われたように、対面で授業する際の紙の配付、そしてもう一つ、遠隔合同授業、通常の教室で授業をやっている映像をほかの学校の教室に放映する。あるいは家庭に放映する。この部分までは、著作物を授業の目的の範囲内で、著作物を無許諾で無償で使用できると。

ただこれまでは、オンデマンドの授業、録画した授業を配信する。あとは、スタジオ型、リアルタイムで授業をオンラインで家庭にいる子供さんたちに授業をする。そのときは著作物の許諾が必要で著作権者に対してその著作物を使いますという許諾が必要だったと。

ただ、今回オンライン授業を国が進めていくという中で、授業目的の公衆送信の範囲であれば、その補償金を事前に支払うことで、無許諾で使用できるということになりますので、基本的には、著作権法の中の著作料というものと、今の補償金は少し切り離して考える必要があるかと思えます。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 私考えるに、令和3年、このときはまだいいと思うんですよ。

この後令和4年、令和5年になっていきますと、私もちょっとこれ勉強させていただきましたら、利用報告を先生方が書かなくちゃいけないと書いております。利用報告の手引きを見ますと。

これは非常にこれから先生方が苦勞するかと思います。加えて、学校開設している市においては1人当たりそういう著作権料みたいな補償金を毎年払っていかなくちゃいけないわけですね。今回三十何万円ですけども。こういうものが今のオンライン授業をやることで出てきたわけですよ。

一番私が心配してるのは、先般7月に、この事業についての文化庁と青森県が主催してやったセミナーがありました。そのセミナーに本市は参加していないということです。ですから全くこのことについてはちょっと蚊帳の外にいたのかなと私は感じました。そういう危機感を持ったんです。これはその著作物を持っている方がこれから訴えることができるんです。これには罰則はありませんけども訴えることができるんです。ぜひとも先生方を守るためにも、このことにも目を向けて学校運営していただければと思います。

それとあわせて、今学校にパソコンが入りました。先生方は4月になれば異動します。機器の互換性、ある学校が全部同じWi-Fiの機器をノートパソコンも全く違うわけです。同じところもあります。加えて、さっきのソフトの関係、これについてもまだ一貫性がございません。あまりにも早く国がGIGAスクール構想だ。パソコンを持って。何だとなった結果がこういうひずみが出てきてるかと思えます。そのひずみに我々大人が向き合わないで先生方に任せたら、先生方も大変ですよこれ。

ぜひとも教育委員会においては、その辺について配慮して、さすが平川市の教育委員会は先を一步、二歩も行ってるんだというような体制になっていただくことをお願い申し上げます。

最後の質問に移ります。3. 新型コロナウイルスワクチン接種について、①接種状況と副反応についてであります。

新型コロナウイルスワクチン接種における65歳以上、64歳以下、64歳以下のうち12歳から39歳までの集団、個別接種及び国が示した優先接種の接種状況についてお伺いします。また、12歳から39歳までのワクチン予約状況と市が把握している接種後の副反応についてお伺いします。

次に、②今後の計画とワクチンパスポートについてであります。

ワクチン接種の年齢別開始時期及び目標接種率の完了予定日について質問します。また、未接種者への対応について市としてどのように考えているのか。さらに、ワクチンパスポートが7月26日から海外渡航を目的に開始されました。このワクチンパスポートの内容、それから市民からの問合せ、また、発行したのであれば発行状況、これらについても質問いたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からはワクチン接種の御質問のうち、年齢別の開始時期、目標接種率及び今後の計画についてお答えいたします。

年齢別の開始時期については、5月10日から80歳以上の方、6月7日から75歳以上の方、6月14日から70歳以上の方、7月5日から65歳以上の方、7月26日から50歳以上の

方、8月23日より12歳以上の方の接種を開始しております。

目標とする接種率は、接種を希望する市民で65歳以上の接種率を70%で設定しており、7月中に目標接種率を超えております。12歳から64歳までの接種を希望する市民の接種については、80%で想定しておりますが、令和3年11月末には完了予定になるものと考えております。

次に、未接種者への対応になりますが、7月から夜間の電話予約受付を実施したほか、9月1日からは平日の夜間及び土曜日の集団接種を追加で実施し、接種機会の拡大を図っているところであります。また、これまでも毎戸チラシや市ホームページで、このワクチン接種は任意接種であることを周知していることから、現時点においては、接種の勧奨につながる可能性のある個別通知などの対応は予定しておりません。

接種状況と副反応及びワクチンパスポートについての御質問については、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私からは、まず初めに、令和3年8月31日時点の全体の接種状況についてお知らせします。

1回目の接種を終えた方が1万6,685人で、接種率が60.3%、2回目の接種を終えた方が1万2,372人で、接種率が44.7%となっております。

なお、御質問の接種状況につきましては、令和3年8月29日時点でそれぞれお答えします。

まず、65歳以上の方につきましては、1万214人が対象となっております、1回目が9,329人、91.4%、2回目が9,072人、88.9%となっております。

次に、64歳以下の方につきましては、1万7,471人が対象となっております、1回目が4,451人、25.5%、2回目が2,505人、14.4%となっております。

そのうち12歳から39歳までの方につきましては、7,285人が対象となっております、1回目が758人、10.4%、2回目が571人、7.8%となっております。

次に、集団、個別接種の延べ接種者数が2万5,357人となっております、集団接種の合計は8,601人、34.0%、個別接種の合計は1万6,756人、66.0%となっております。

続きまして、国が示す優先接種の状況につきましては、医療従事者、高齢者、高齢者施設等従事者、基礎疾患の方となっております。

まず、基礎疾患の方につきましては、831人が対象となっております、1回目が831人、2回目が602人となっております。

次に、基礎疾患以外の医療従事者、高齢者、高齢者施設等従事者の優先接種の合計につきましては、1回目が9,966人、2回目が9,595人となっております。

次に、12歳から39歳までの予約状況についてですが、こちらにつきましては、令和3年8月31日現在で、3,179人となっております。

最後に、現時点において市が把握している病気や後遺症などの健康被害につながる副反応の疑い報告についてはございませんが、市内医療機関からは、接種後に腕が腫れた方や発熱の症状があった方がいたという報告を受けております。

次に、ワクチンパスポートの御質問にお答えいたします。7月26日から受付を開始しておりますワクチンパスポートは、海外渡航を目的として、外国において提示する場合

のワクチン接種証明書となります。

最後に、市民からの問合せ及び発行状況についてであります。これまで3件の問合せがあり、その内容は、海外渡航しなくても発行できるのか、発行手続に必要な書類についてといったものでありました。現時点でのワクチンパスポートの申請は1件ございまして、接種歴を確認後、発行することとなります。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 今回この優先接種について、3回目打たなくちゃいけないというのが、実はおとといですか、昨日ですか、河野太郎大臣がお話しになりましたよね。医療従事者は11月以降、高齢者は来年2月以降に3回目接種を打ち始めることになるとお話がありました。

そこで、改めて市長にお伺いします。今回新型コロナウイルスワクチン接種対策室は本年4月1日から始まりまして。令和4年度においても、このワクチン接種についてはこれからますます大事になっていくかと思えます。これから先も本市としては、新型コロナウイルスワクチン接種対策室という形で進んでいくのか、また課というふうに改めて考えていくのか。その辺の考え方はどうなのか市長の見解をお伺いしたいと思えます。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 長内秀樹議員のワクチン接種室を設置するのかどうかという御質問にお答えしたいと思います。

今後3回目の接種に備えて、来年度以降も新型コロナウイルスワクチン接種対策室を存続していくのか、さらには、新型コロナウイルスワクチン接種対策室からワクチン課へと拡大し、変異株などへ対応するのがベストなのではとの御提案だと思えます。

議員御指摘のとおり、国ではワクチンの3回目接種、ブースターと言うようでありますけども、その考えを示しておりますが、市といたしましては、正式に3回目接種の実施が決まれば、ワクチン接種対策室を存続していく必要があると認識しておりますので、引き続き国の動向を注視しながら、迅速に対応できるように努めてまいりたいと思えます。

ワクチン課設置の御提案でありますけども、現在対策室でワクチンの接種を進めているわけですし、これの状況を見ていますと、今の段階では、対策室で大丈夫なのではないかなと思っております。ただ、市の機構改革様々やっっていく中であって、今後の対応と申しますか、対策として、機構改革をやる中であっては、危機管理課的なものも必要になってくるのかなというふうに考えておまして、これは今後議論しながら検討していく課題とは思いますが、そういう考え方を持ちながら進めてまいります。

今回のコロナウイルスに関しての、ワクチン対策課というところまでは、まだ行かなくても大丈夫なのではないかなというふうに考えております。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 最後の質問になりますけども、優先接種についてちょっと質問させてください。

今日、本市において妊婦の方々の接種のことが書かれてございました。妊婦にワクチン優先接種を11日土曜日にしたという報告でございます。

そこで本市として優先接種、こういうふうな優先接種をいろいろ考えているかと思

ますけども、私のほうから先に言います。つがる市では、大学受験や就職活動のために、市内の高校生240人を9月30日までにワクチン接種をしてしまうそうです。青森県の八戸市は、小学校6年生と中・高校生を「こどもワクチンデー」という形で接種し、これもやってしまうと、さらに福島県の会津坂下町、ここではお母さんがワクチン接種に行けないとなったら、生後4か月から未就学児の児童を預かってあげるよと、2時間ただで預かってあげるよという、こういう細やかな配慮のやり方もやっています。

本市において、この優先接種について何か考えているものがありましたら、御紹介を頂いて、質問を終わりたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 優先接種の件につきましてお答えいたします。つがる市の例もおっしゃっていただいたようですけれども、今後の優先接種につきましては、先般行いました妊婦とその配偶者、パートナーを優先して接種するというので、優先接種については、これ以降は今のところ考えてございません。というのも、国からのワクチンの配給量が市の要望する量に達していないというのもございまして、今後の優先接種については今のところ考えていないというところですが、市独自の優先接種の実績はありまして、まず市内13校の小・中学校の教職員に対して優先接種いたしました。延べでいきますと185名の教職員の方々に優先して接種したところでございます。

そのほかに市内の児童福祉施設、保育園ですとか放課後児童クラブに従事される保母さんですとかそういう方々に対しても、先般7月の中旬あたりから優先して接種したという実績がございます。こちらについては、今現在まだ進行している保育園等もございまして、集中してやった半月の間に259名優先して接種したという実績がございます。

ただ、今後の優先接種という枠ではないんですけども、就活ですとか、大学、高校受験される生徒への優先ということではないんですけども、キャンセル待ちという登録をしていただいて、各接種会場でキャンセルがあった場合、優先してそちらの方々に電話をして接種会場に走ってもらうという取扱いはしてございます。

それから12歳から19歳までの対象となる方が2,000人ございます。今現在の状況を見ましても、予約が既に55%超えてましたので、今既に予約している人がいる中でまた優先接種という枠を設けてやりますと、もう予約してるので、こっちに移して、またその空いたところにまた接種の予約をしていかなければならないというのもございますので、今のところについては、学校、就活の優先接種については、現時点では考えてございません。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） もう計画が終わったんだからいいという考え方なようでございますので、これ以上言いません。以上をもって質問を終わります。

○議長（桑田公憲議員） 8番、長内秀樹議員の一般質問は終了しました。

午後1時10分まで休憩します。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入る前に午前中に健康福祉部長から齋藤律子議員に修正の答弁がありました。さらに追加の答弁があります。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 何度も訂正いたしまして誠に申し訳ございません。

昨日、私が発言いたしました市の接種率も5割を超えています。この5割を超えていますを同様に4割を超えていますに訂正させていただきます。度々の訂正につきまして誠に申し訳ございませんでした。

○議長（桑田公憲議員） 第12席、9番、佐藤 保議員の一般質問を行います。

佐藤 保議員の一般質問方法は、一問一答方式です。

佐藤 保議員、質問席へ移動願います。

（佐藤 保議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員の一般質問を許可します。

○9番（佐藤 保議員） ただいま議長より質問の許可を頂きました第12席、議席番号9番、誠心会、佐藤 保でございます。新型コロナウイルス感染症の終息時期がいまだ見えず、私たちは発表される数値に一喜一憂し、不安の中で日常生活を過ごしております。市長並びにその対策業務に携わっている職員の皆様には、引き続き御尽力をお願い申し上げます。

1. 新庁舎と職員の心構えについて質問させていただきます。

今、来年の完成に向けて、新庁舎の建設が最盛期を迎えております。鉄骨が組み上がり、ようやくボリュームといいますか、外形が分かるような工事時期に来ております。職員の皆様たちは、毎日この鉄骨が組み上がる建設現場を、どのような期待感を持って眺めているのでしょうか。

①サービス業精神の醸成について申し上げます。広報ひらかわ7月号に平川市職員採用試験のお知らせがあり、今の試験はこういうふうに進められるのかと驚きました。一次試験はインターネットで申し込み、全国のテストセンター290か所の希望箇所で受験でき、二次試験で来庁しての試験が行われます。

地方公務員は景気に左右されず、安定した収入が得られる反面、市民のためのサービス機関としての制約も多く、理想と現実のギャップに悩む職員も多いと聞きます。いずれ、来年度採用された方たちは、約40年間ここで働くことになります。平川市の将来を決めるといっても過言でない職員に、サービス業センスを植え付ける研修制度について、初任時及び職位ごとに研修をお知らせください。

②メンテナンス意識醸成についてであります。現庁舎は老朽化しており、もうすぐ新しい庁舎になる。自分が動かなくても誰かがやるだろう。自分の分担業務ではないと意識が先に立っているのか、例えば、床のタイルが剥げても、壁紙が少し剥がれていても、そのままの状態になっているなど、職員の意識が別のところを見ているような気がします。新庁舎をきれいに長く使用するには、職員のきれいに使おうとする意識が重要と考えます。平川市として新庁舎開庁後、どのように職員に対し意識づけを行っていくか。一人一人のメンテナンス意識の醸成をどのようにお考えかお聞かせください。

③新たな気持ちで平川市の将来展望を。新庁舎は、職員のためではなく、市民のため

に建設されるものであると考えております。新庁舎の完成に合わせて、職員も気持ちを一新して、市民サービスの向上に取り組んでいただきたいと思います。よりよい平川市とするために、職員一人一人が住民満足度の高いサービスを提供する。そのような職員を育成するための方策についてお聞かせください。以上、よろしく申し上げます。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 佐藤 保議員御質問の新庁舎と職員の心構えについての御質問のうち、私からはサービス業精神の醸成についてお答えいたします。

市民サービスの向上については、最優先で取り組むべきテーマであり、新庁舎の完成時期に限らず、常日頃から職員が誠意を持って、市民の皆様に接するよう意識づけが重要であると考えております。このことから、私は職員に対し、4月の辞令交付の際など機会を見つけては、平川市職員としての心構えを繰り返し伝えてまいりました。

行政に対するニーズについては、急速に高度化・多様化しておりますが、このような状況であっても、市民の期待や要望に応えるべく、良質で効率的な行政サービスを提供していく必要があります。そこで、当市では平川市人材育成基本方針を策定し、この方針に基づき人材育成のための研修を実施しております。公務員としての資質向上を目的とした研修や、法令や税といった専門的な知識を学ぶ研修の受講により、多様な分野に対応できる幅広い知識を持った職員はもちろんのこと、スペシャリストの育成にも力を入れているものであります。

市民に寄り添い、接遇向上に係る心構えを学ぶ研修も重要ではありますが、市民の要望に迅速かつ適切に応えるためには、専門的知識の習得も必要であることから、全ての研修は市民サービスに直結するものと考えております。今後も市民に評価される職員の育成を目指し、研修の受講を通じて、職員の資質向上を図ってまいります。

職員育成についての御質問は副市長より、職員が受講する研修の詳細とメンテナンス意識についての御質問は、総務部長から答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 副市長、答弁願います。

○副市長（古川洋文） 私からは、職員を育成するための方策についてお答えします。

市長も申し上げましたが、市では、平成19年3月に平川市人材育成基本方針を策定しておりまして、平成28年3月の改定を経て、現在運用しております。

この方針において、市民から求められる職員像を掲げておりますが、この職員像を具体化するために、4つの人材育成の方策を定めております。

一つ目の方策は、将来を担う人材の確保です。市の職員採用試験におきまして、学力試験に加え、人物評価も重視するために、一般性格診断検査も導入し、有能な人材の確保に努めています。

二つ目として、人事評価制度の運用による人材育成を定めております。職員一人一人の能力や業績を公正に評価し、その結果を能力開発や処遇に活用することで、職員の意欲向上を図ることを目的としており、平成28年度から運用を開始しているものです。

三つ目の方策は、職員の能力を開発する研修でございます。研修の内容につきましては、後ほど総務部長から答弁いたしますが、特に経験の浅い採用5年以内の職員については、積極的な研修の受講を促してありまして、将来を見据えた人材育成を行っております。

最後の四つ目に、人を育てる人事管理を挙げております。職員の意見や希望を把握するため、毎年、管理職を除く全職員に職場アンケートを実施し、職員のキャリア形成に結びつけられるように活用を図っています。

今後とも、職員一人一人の意欲の向上や能力の開発を図り、求められる職員像に近づけるよう、努力してまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長、答弁願います。

○総務部長（對馬謙二） 私からは、初めに職員に実施している研修の内容についてお答えいたします。

職員が受講する主要な研修の一つに、青森県自治研修所において実施される研修があります。新採用職員のための研修から始まり、勤続年数を重ねるごとに、係長、課長など、それぞれの役職・役割に合わせた内容の研修が実施されていることから、市では、職員のそれぞれのステージにおいて、本研修を受講させております。また、自治研修所では、市町村税や農村整備、橋梁設計など、専門知識の習得を目的とした研修も実施されており、令和2年度においては91人の職員が受講しました。

このほかにも、弘前圏域の職員研修や年間を通じて県庁に勤務する県の実務研修に参加しているほか、全国規模では人材育成のための中央研修機関である市町村アカデミーにも職員を派遣しております。

こうしたほかの機関の研修を活用する一方で、市でも主催となって研修を行い、その時々の課題解決に取り組んでおります。この中で、職員のサービス精神の醸成を目的として、接遇マナー研修や接遇力向上研修を実施しております。窓口業務に携わる機会が多い、係長級以下の職員を対象としており、353名が受講しております。

次に、二つ目の職員のメンテナンス意識醸成についての御質問でございますけれども、議員御指摘のようなスローガンはございませんが、平川市職員服務規程において、「職員は、常に執務環境の整理に努めるとともに、物品及び器具の保全活用に心掛けなければならない」と規定されており、平川市職員服務規程については新本庁舎完成後も、引き続き職員に周知徹底することとし、意識向上を図ってまいりますので、よろしく願います。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 平川市職員300人弱かと思っておりますけれども、その300人をローテーションでもって、人事ローテーション、かなり苦勞もあるんじゃないかと思っております。300人の組織で人事を動かすというのは、いろいろオールマイティーの人間をつくらうとするのか。それとも、いろんな専門分野が分かれておりまして、どちらに今重点を置いてるのでしょうか。やはりオールマイティーな人材を育てるとというのが優先されるのでしょうか。ちょっとそこら辺お知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 新採用になってから若い職員には、行政全般のオールマイティーな職場を知ってもらいたいということで、ある程度の異動を、適正な年数の下に対応して異動させようという考えでございます。また専門分野のところにつきましては、やはりそれなりの専門知識を持った職員も必要なものですから、やはりその時々の職場の状況によっては変わりますが、そういうふうな専門の知識のある職員を育ててい

かなければならないという考えは持っています。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） やはり300人の規模の人事ですので、いろいろ先ほど、弘前に出向してる方、それから県の実務研修で出向してる方、市町村アカデミー、これ千葉県にあったと思いますけども、ここら辺も定期的に利用しての研修がなされているということで、やはりこの狭い職域内では、やはり積極的に外部の研修を受けさせる、外部の空気を吸わせるということが、人材育成に必要かと思っておりますけども、県の実務研修、それから弘前のその具体的などころもうちょっと教えてください。何人ぐらい行っているのでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 御質問の県の実務研修には1名でございます。それから、津軽広域連合のほうには、2名の職員を派遣しております。失礼しました、県のほうには3名の職員でございました。訂正させていただきます。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） やはり規模としては本当に小さいと思いますので。最後のところでまた市長にお願いというか、話になるんですけども。今、津軽広域連合で物事を進めるには、もう少し人材を近隣市町村にも出してもいいんじゃないかという感じで、いっぱい業務が重なるところがあるわけです。ですのでもう少し広域で人材育成を考えていただければと思います。

このサービス精神の中で一つ気になる問題がありまして、公務員の中でカスタマーハラスメント、サービスを持って市民なりに当たらずに当たらないと。それが悪いために、カスタマーハラスメントについて悩んでいる方がいると。これが非常に地方自治体の問題にはなっていると聞いておりまして、そのカスタマーハラスメントの定義、カスタマーハラスメントとはどういうことか。あるいは市としてどのような対策を取られているかちょっとお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 御質問のカスタマーハラスメント、いわゆる理不尽なクレームや過剰な要求というふうな部分でございますけども、まずクレーム対応研修やハードクレーム対応研修を実施しております。過去においての実績でございますけども、いずれも不当要求に対する防衛策についての研修であり、242名の職員が参加しております。こうした接遇の心構えを学ぶ研修を通じて、市民の皆様が親しみやすい、明るい窓口を目指してこの研修を受けさせておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） これが自治体職員の退職の多い原因にもなっているということで聞いておりました。いずれこのカスタマーハラスメントに対しては、その部署、担当者任せしておくんじゃなく、その部署一丸となって対応していただくようお願いしたいと思います。

次に、メンテナンス意識醸成ということで、これについて質問したいと思います。今大手の工事会社が来ておりますね。現場管理のプロが今見えています。私が申し上げたいのは、何十年前も前、二、三十年も前から、4S運動とか5S運動、さらに発展させて整

理整頓、清掃、清潔、最後のSはしつけだそうですけども、そこら辺をスローガンとして現場に掲げておりました。大きな文字で安全第一、整理整頓、工事現場には、それが掲示してありましたけれど、今はあまりないですね。今は完全に周知して、クリアしたんじゃないかと。

そういう意味でありますので、せっかく今先生が隣におられますので、メンテナンスについては引渡し時の細かくですね、引渡し後に不具合があったときの保証の範囲ですとかね、当然確認をされると思いますけども、突っ込んだ確認がぜひ必要かと思います。それを職員で共有しておくようお願いできればと思います。

メンテナンスを外注で、後は任せっきりということは多分ないはずですけども、今やっている工事会社に、突っ込んだ形でメンテナンスはどうすればいいのか、お聞きになったほうがよろしいかと思います。多分、弱点箇所とかいろんな周期とか教えてくれるはずですよ。その中で余裕があればですけども、理事者の皆さんは、ここにおいでになっている現場の監督方はすごい安全管理のプロであります。そういう意味で、ある程度職員研修の講師にもなってもらえるかも分かりません。そこら辺はちょっと私のあれですけども。いろんな今あと1年半少々工事会社さんと付き合いありますので、その中で彼らの持っている後輩育成とか、そういう安全管理、現場管理の知識を少しでも得るように理事者の皆さんちょっと勉強なさってはいかがでしょうか。ということで、引渡し後のメンテナンス、そして職員が十分に意識共有して長く使えるような市庁舎にしていきたい。

来年庁舎完成になりまして、我が誠心会福士 稔議員の発言のとおり、新庁舎完成を見届けるといふ意気込みを持っていらっしゃる長尾忠行市長には、最初のあるじとなっていたきたいと思っております。しかし、理事者諸君に申し上げます。市長が一番御存じなのですが、選挙で選ばれた私たちは、新庁舎の真の主は市民であると本能的に感じております。市長を支えるスタッフとして、この意味を十分に職員に周知していただければと思います。以上、1番の質問を終わります。

次に、平川市の土砂災害について質問させていただきます。

①近年の気象災害について、このところ平川市内で大規模な自然災害が発生していないものの、日本全体で見ると、毎年のように大雨による河川の氾濫や、土砂災害による甚大な被害が発生しております。市長は近年のはっきりと温暖化が原因とされるこれらの災害に対して、どのような思いでおられるかお聞かせください。

②類似災害危険箇所について、8月の大雨では、県内でも風間浦村の土砂災害があり、西日本では昨年と同じような甚大な災害が発生しました。当市において、同様な被害が想定される箇所について、把握してありましたらお知らせください。

③ハザードマップへの反映について、市内の危険箇所については、ハザードマップを作成して市民に周知しておりますが、新たな災害に対するハザードマップの見直しが必要と思われます。大幅な見直しがあればお知らせください。以上、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 気象災害の御質問についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年では、西日本を中心とした未曾有の豪雨被害が頻発してお

り、今年も熱海での土砂災害、西日本全体を襲った豪雨被害など、生命、財産が失われる災害が発生しております。また、当県においても、8月に台風9号から変わった温帯低気圧が、むつ市、風間浦村、七戸町などへ豪雨をもたらし、浸水被害や土砂崩れが発生しており、一刻も早い復旧を願うところであります。

大雨といった自然災害につきましては、天気予報の精度の向上とともに、市でも数日前からある程度備えることが可能となってきました。当市においても、事前に情報収集を行い、災害の発生が懸念される場合については、防災無線などで市民に周知するとともに、関係機関と連携し、夜間においても職員が警戒待機するなど、各部署において即時に必要な対応が取れるよう備えているところであります。

当市の類似災害危険箇所及びハザードマップについての御質問については、総務部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 私から、初めに災害危険箇所についての御質問にお答えいたします。

当市における災害危険箇所についてですが、水害につきましては、令和2年8月に平川市洪水ハザードマップを作成しており、その中で平賀地域では9町会、尾上地域では2町会が避難所となる集会施設が浸水想定区域内であるとして注意喚起を行っております。

また、土砂災害警戒区域につきましては、平賀地域では新屋、尾崎、町居、広船、唐竹、東部地区に、尾上地域では金屋地区、碓ヶ関地域では全般にわたって指定されており、土砂災害警戒区域数は185か所、うち土砂災害特別警戒区域は150か所の指定があります。

次に、土砂災害のハザードマップへの反映についてということでございますけども、まずハザードマップにつきましては、山田忠利議員の御質問にもお答えしましたが、洪水ハザードマップを令和2年8月に作成しており、毎戸に向けて配布しております。

また、洪水による浸水リスク等について、浸水想定区域内に位置する町会、学校及び福祉施設を対象に説明会を個別に開催し、危険箇所について周知も行ってまいります。

土砂災害の危険箇所につきましても、市ホームページに掲載しているほか、こちらにつきましても、被害が懸念される福祉施設を対象に説明会を開催し、周知を図っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 市長にもう一度確認させていただきたいです。近年の気象災害ということで、今完全に温暖化が原因だというふうになっております。その中で、その温暖化の災害に対して、市長のお考えと伺いますか、これから先どういった対策をすればいいか、今お持ちでしたら、ちょっとその温暖化に対する平川市の対応について、お聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 温暖化に対する当市の対応という御質問でございますが、温暖化に関しましては、全地球的なものでございまして、いわゆる地球温暖化によつての今までと違った気象の在り方、動き方があるということであると認識しております。

災害に関しましては、温暖化の影響が大きく現れる以前からそれぞれの自治体で対応してきていると思いますが、特に近年の線状降水帯とか、いわゆるまとまって集中的に雨が降るような災害に関しましては、なかなか事前の予測みたいのはありますけれど、前もって市民の皆さんに周知することが大事だと考えております。

ただ、今までの例を見てみますと、市民の皆さんに周知しても、なかなか避難しないというところもあったりするそうでありますので、これからはできるだけ地域の自治防災組織を活用していかなければならないと思いますけれど、危険を未然に防ぐためには、事前にやはり周知し、避難していただくことが大事ではないかなと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 今、各自治体では、ゼロカーボンシティを目指して活動を開始しているところがございます。青森県は、まだ手を挙げてるところはないようでありますけども、平川市も環境保全条例、環境基本条例、そして第2次平川市環境基本計画、バイオマス産業都市構想などを策定しております。それらの見直しが必要かと思っておりますけども、市長には宿題がまだいっぱい残っているかと思っております。そこら辺の平川市の環境改善のために何かカーボンシティに対するお考えはありますでしょうか。各自治体はもう手を挙げて進めておりましたけども。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 今の御質問は通告を頂いておりませんが、まず、この温暖化に関しましては、世界的に、先ほども申し上げましたが、対応が大事だということで、SDGs、持続可能な生活の在り方とか、それらを中心としながら、いわゆる温暖化防止、CO₂を出さない社会、それからプラスチックに関しましても、全てリサイクルするというような方向に変わっていくことになっておるようであります。というより、そのような方向性であります。

ですから、私どもとしても、できるだけCO₂を出さないそういう社会をつくっていかねばならないというのもありまして、当市では、再生可能エネルギーを使った、例えば新しい庁舎に関しましても、地下水を使った空調設備とか、またバイオマス発電もそうありますし、できればバイオガスやバイオエタノール等もやりたかったんですが、なかなか採算の面で課題があるということで、現在実現には至っておりません。しかしながら、全地球を挙げて、また当市にあっても市民の皆さんが、心を一つにしてCO₂を出さないというような運動つてものを展開していかねばならないというふうに思っておりますし、これからそういうことに対して心がけてまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員に申し上げます。

ただいまの質問は通告外と見ますので注意いたします。

齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） 14番、齋藤 剛です。

先ほどから聞いてれば、ちょっと失礼なしゃべり方になりますけども、職員の心構えとかって言ってますけども、温暖化とかそういうのってすのは、例えば、平川市の市長が、じゃあこの温暖化私を変えますと言うわけでもないし、できるわけでもないんですよ。これ完璧な質問外なんです。本当は、議長は受けるべきじゃないと思いますけども、し

やべってみねうち分かねはんで、受けてしまってると思うけども、市長も市長だ。答えること自体もおかしいんだはんで、こういう質問は極力拒否すべきです。

○議長（桑田公憲議員） はい、分かりました。

佐藤 保議員にもう一度申し上げます。通告外の質問ですので注意いたします。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 通告ではちょっと表現変えておりましたが、市長が最近の温暖化現象どう捉えているかという通告をさせてもらっていましたが、その先の質問になったのかと思います。そう捉えてもいいかと思います。いずれ通告ではこの温暖化のお考えを市長に聞くということを通告しておりましたけども。次の質問に入らせていただきます。

③ハザードマップへの反映について再度お聞かせください。

気象災害は先ほど市長が言いましたけども、ある程度予測が可能です。気象条件は移動しますので、そういうことでいろいろ取り組まれていることは分かりました。ハザードマップの更新については、大体今お答えいただきましたので終わりますけども、ハザードマップの反映、この三つ目ですね、これはある程度見直しが必要かと思っておりますので、進めていただければと思います。

そして気象災害、これは市長先ほど申しましたけども、ある程度予測はつきます。数日前から予測はついて対応はできるんでありますけども、これまた通告外と言われるかもしれませんけど、ちょっとお待ちください。3番参りますけども、地震ハザードマップ、気象災害については確認いたしました。ある程度の予測、それなりの対応、対応できる対応ができるかと。それでも、平川市の今ここにある危機といいますか、いつ発生するか分からない、地震ハザードマップありましたよね。これの津軽山地西縁断層帯、これらの対応についてのハザードマップ、これ3月に完成しましたよね。これは地震のデータというのはいつのデータをお使いになりましたか。取り下げます。

いずれこれらの地震がいつ起きるか分かりません。これはすぐ私たちの足下に断層帯があるっていうのを我々分かっているわけですね。これについても引き続き、平川市で最新情報を取り入れて対応できるように準備方お願いしたいと思います。ちょっと余計なこと言っちゃいまして。

次に、3. 遊休農地の対応について質問させていただきます。

遊休農地解消策で、農業委員会を中心として農地のあっせん事業等をいろいろ行われております。その中で①平川市の現状について、平川市の遊休農地の地目別面積をお知らせください。遊休農地を解消するために行っている取組、農地あっせん、その他の情報がありましたらお知らせください。

②現状打開策であります。遊休農地を含む耕作放棄地の発生防止や解消に向けて市では中山間地域等直接支払制度を活用して各集落協定委員会を主体とした農地の維持管理が行われています。これはかなり成果としてはいい成果が出ているかと、中山間地の遊休農地を放置すれば完全にもう獣のすみかになっております。今現在も放置しているところを確認いたしておりますけども、カモシカも生息しておりますし、キツネ、タヌキ、ここら辺あるわけです。

そういう意味で耕作放棄地をある程度維持するような、中山間地域等直接支払制度、

この制度はぜひこれからも継続をお願いしたいというのが一つでありまして、そこで問題なのが平川市で団体、各協定委員会ありますけども、全体の連絡会議といいますか、自分のところはうまくやっていると、皆それぞれの協定委員会はそう思っているわけですけども、さらに現状打開策としてはやはり、隣の協定委員会は何かやってるか、そこら辺の情報が我々に正直言って入って来ないですね、具体的なところ。市では春の広報で大体、団体名と予算は出ておりますけども、どういう取組しているのかというのは、皆さんで各協定委員会で共有できるような場を設けていただければ助かります。また自分たちのやり方を反省して次に取り組むことができますので、そこら辺ちょっと、今の状況を考えれば、そこら辺でお聞かせください。各協定委員会ごとにいろいろなアイデアが話題にはなりますが、実行まではリスクが大きすぎて手が出せない状況で、ずっと協定委員会始まって以来続いております。そこら辺は市ではどういうお考えなのかちょっとお聞かせください。

次に、③基幹産業の将来像についてということで、平川市の基幹産業は申すまでもなく農業であります。人々が生きていくための食糧生産基地としての平川市の将来像をお知らせください。このことは先日、福士 稔議員にも何かお答えしておりましたけども、その別の観点から教えていただければ幸いです。以上よろしくお願いたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 遊休農地の対応についての御質問のうち、私からは、初めに、遊休農地の現状を打開するための対策についてと基幹産業の将来像についてお答えいたします。

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため支援を行う制度として、当市では平成12年度より活用を開始し、昨年度からは第5期目を迎え、現在16の集落協定が取り組んでいるところです。この地域での取組は、農地の維持管理活動につながっており、遊休農地を含む耕作放棄地の発生防止を担っておりますが、近年、高齢化が進み、協定参加者が減少することで、協定農用地においても減少傾向が見られます。このため、議員御指摘のとおり、各集落協定が行う、農地の維持管理につながる様々な取組内容や優良事例につきましては、情報共有し、お互いの活動に生かしていくことはとても有意義であるものと考えます。

具体的な取組内容については、後ほど経済部長より答弁をさせます。

次に、基幹産業の将来像についてお答えいたします。

先日、福士 稔議員に答弁いたしました。が、当市の農業が抱える課題として、人口減少や高齢化の進行による労働力不足、後継者不足などが挙げられます。その影響により、栽培面積や農業者の減少は、続いていくものと捉えております。

このため市では、生産基盤の強化に向けて、労働生産性の向上や新たな担い手の育成・確保など課題に掲げ、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。まず、労働生産性の向上については、省力樹形やICT等の先端技術を活用した農業機械の導入による農業者の取組への後押しをしてまいります。また、新たな担い手の育成・確保については、新規就農者の育成とともに栽培技術の向上を図るほか、地域の合意形成による園地の集積・集約化に一層取り組んでまいります。

市では果樹産業は、基幹産業の中でも重要な産業の一つと捉えており、今後において

も魅力ある産業として持続的発展を目指してまいりたいと考えております。

遊休農地の現状についての御質問につきましては、農業委員会会長が答弁いたします。

○議長（桑田公憲議員） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（今井龍美） 私からは、遊休農地の現状と解消するための取組について、お答えいたします。

令和2年度末の遊休農地の面積は、田2万2,333平方メートル、畑2万5,800平方メートル、樹園地1万2,759平方メートル、合計6万892平方メートルでございました。これらの遊休農地については、所有者へ文書で適正に管理するよう指導しております。

次に、遊休農地を解消するための取組でございますが、日頃から、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、それぞれの担当地区を常に監視する体制を取っており、遊休農地の早期発見に努めております。

遊休農地を発見した際には、文書指導の前に、農地を適正に利用・管理するよう所有者に働きかけ、あっせんの希望があれば、借手の掘り起しを行うなどして、遊休農地の解消に努めております。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 私からは、中山間地域等直接支払制度に関する情報発信等の具体的な取組内容についてお答えいたします。

市では、各集落協定に対しては、継続した活動の参考としていただくために、毎年開催されている県主催の研修会等に積極的な参加を促し、県内の取組の優良事例について知見を広げていただいております。また、広報誌や市のホームページに市内の各集落協定の事業概要等を掲載しておりますが、議員御指摘のとおり、具体的な取組内容までは提供していないのが実情でございます。

したがって、今後は、各集落協定の取組内容など有益な情報については、積極的に情報発信していくとともに、情報共有の場となる市主催の研修会の開催を検討してまいります。

それから、議員のほうから、いいアイデアがあるんですけども、その実行ができないというお話もありましたが、その内容について御相談いただければ、内容に応じた対応をしてまいりますので、よろしく申し上げます。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 遊休農地は条件の悪いところなんですよ。斜面であるとか。高齢者がもう斜面で作業するのはつらいと、毎年1町歩以上のりんごの木が私の地元でも切られております。そういうこともありまして、ずっと遊休農地をそのまま継続しまして15年、5期ずっと継続している箇所もあります。そういうことで抜本的な対策が何かないのか。本当にいろんな集落で集まればアイデアは出ます。ですけども、それが実行、やはりリスクがあって、費用がかかるものですから、やはり誰もやる人がいない、手を上げる人がいない。

ほかの市町村を見ますと、パイロット事業というのか、モデル事業というのか、いろいろやられておりますのでね。何かそういう手立てでちょっとした樹木なり、有益な樹木なり、それから作物なりですね、できないものかと思うんでありますけれど、何か市ではそういう情報をどういうふうに捉えておりますか。どっかで漆とかいろんなことを

やられてるんでしょけども、何かそういうのやれば、市では応援できるものでしょうか。ちょっとお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 暫時休憩します。

午後2時05分 休憩

午後2時06分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 平川市内でもそういう情報はぜひ必要だと思います。自分の手前みそである程度事業進めているけども、本当にこれでいいのかと、そういうのが散見されますので、平川市内の情報、今の現状を打開するための方法をぜひ皆さんで探していければと思います。

最後もう一つ、②に関係しますけれども、もう一度確認したいと思います。市ではパイロット事業、さっきモデル事業といいますか、りんごでは結構進められて成果を上げているんですけども、この中山間地、斜面地の有効利用に対する何か事業、計画、それからパイロット事業をもしやるとすれば、何か支援できるものでしょうか。そこら辺ちょっと確認してこの質問を終わりますので。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） モデル事業、パイロット事業、そういった中山間地域、不利益な条件の農地において何かモデル事業がないのかといった内容の御質問かと思えます。実は、昨年度中止になりましたが、青森県主催の先ほど申し上げました研修会がございまして、その中において当市のある集落のほうで、スマート農業による省力化、耕作放棄地の増加抑制に対する取組ということで紹介されておりました、自動の草刈り機、要は急斜面のところを自動で草刈るような草刈り機あります。そういったICTに関する取組ということで、先進事例として紹介しております。議員はそういったモデル事業が何かできないかという話であったんですけども、一応このような形で国、県、市が交付しておりますこの中山間地域の交付金の中で、共同取組の中からこういった取組されている事例もございまして、ぜひ集落協定の中で合意形成をしていただいで、そういったことに取り組んでいただきたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 議長にはいろいろと御迷惑をおかけしております。以上で終了させていただきますけども、最後に市長にお願いであります。

以上、私3項目質問させていただきました。職員の問題、それから防災の問題、それから基幹産業の問題、これらは平川市だけで解決は無理ですね、今の現状を見ますと。やはり、近隣市町村との連携が必要ですので。

市長、いずれ津軽広域でこういう問題も話し合うことでお願いできればと思います。実際話し合っているのかもしれませんが、まさにもっと必要です。もっと隣の市町村との連携が必要ですので、私たちも自分の地域の人が隣に田んぼ持っていたりしてね、隣の市町村、それでいろいろな問題が発生しておりますので、広域でお考えになってく

ださい。職員にしてもね、もっと隣の市町村の勉強をさせるように、各市町村1割ぐら
いは派遣するような形でやるように御検討ください。以上、私の質問を終わります。

○議長（桑田公憲議員） 9番、佐藤 保議員の一般質問は終了しました。

午後2時25分まで休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第13席、3番、中畑一二美議員の一般質問を行います。

中畑一二美議員の一般質問方法は、一問一答方式です。

中畑一二美議員、質問席へ移動願います。

（中畑一二美議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員の一般質問を許可します。

○3番（中畑一二美議員） ただいま議長より一般質問の許可を頂きました第13席、議
席番号3番、公明党の中畑一二美でございます。

最後の質問者となりました。眠い時間帯になりますけれども、最後ですので、もうし
ばらく頑張っていたきたい。

質問の前に、本年6月議会におきまして要望いたしました、生理用品の無償提供に対
しまして、早速、小・中学校の女子トイレに配備をしていただき、心より感謝申し上げ
ます。できればコロナ禍ということだけでなく、消耗品として、今後も継続して予算化
していただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、通告にしたがい順次質問をさせていただきます。今回は5つの項目につい
て質問をさせていただきます。

まずは、1. 避難所としての体育館への冷房設置についてお伺いをします。

先日、葛西勇人議員が指定緊急避難場所についての質問をされましたけれども、私のほ
うは避難所としての小・中学校の体育館への冷房設置についてであります。

市内の小・中学校の体育館は、全校暖房は整備されておりますけれども、冷房は設置
されておられません。昔は今のよう、そんなに暑い日が多くありませんでしたので、冷
房を設置することは考えもしなかったと思います。しかしながら、現在は、温暖化によ
る異常気象が相次ぎ、30度以上の真夏日や35度以上の猛暑日が続く日もあり、毎年確実
に気温は上昇しておりますし、今後も続くものと思われま。

もし、夏場に災害が発生した場合、小・中学校の体育館を避難所として利用するに当
たり、非常に暑く過ごしにくい環境での避難所生活が想定されます。今回は避難所とし
ての提案となりますが、設置された暁には生徒の熱中症対策にもなり、体育の授業や部
活動などの際にも大いに活用されることとなります。

そこで、避難所の暑さ対策として、ガスヒートポンプエアコンというものがありまし
て、このエアコンを体育館へ設置するよう御提案いたします。導入費用は高額だと思わ
れますけれども、国の緊急防災・減災事業債の事業期間が5年間延長され、令和7年度ま
でとなりましたので、この事業債を活用して設置を検討してみたいかと思ひます

が、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 中畑一二美議員御質問の避難所としての体育館への冷房設置の御質問につきましては、副市長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 副市長、答弁願います。

○副市長（古川洋文） 議員から御発言のありましたように、当市の小・中学校の体育館につきましては、冷房機器を設置している学校は1校もございません。ガスヒートポンプエアコンにつきましては、文部科学省の「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」に先進的な取組事例として取り上げられており、防災対策として有効なものであることは認識しておりますが、設置に要する費用が高額であるという問題がございます。

大阪府の箕面市、平成29年度に、市内の小学校12校に、このとき中学校も整備してるんですが、12校の体育館に設置した経費が約4億円、床面積が私どもの小学校よりちょっと狭い学校でございますが、仮にうちの小学校、中学校整備して、仮に5億円とすると緊急防災・減災事業債を活用しても、1億5,000万円が自己負担になるという状況にあります。

暑さ対策の方法としては、ガスヒートポンプエアコンのような固定式の冷房装置を設置するほか、スポットクーラーや冷風扇といった持ち運びができる冷房装置を運用する方法がございます。

当市では平成24年1月19日に青森県建設機械リース業協会弘前支部と「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書」を締結しております。この協定では災害発生時に応急復旧に必要な建設機械のほか、電化製品等も対象となっております。市内のレンタル機器取扱業者に確認したところ、スポットクーラーや冷風扇を在庫しており、これらを使用できる発電機等を含め協定に基づいて提供が可能であるということございました。有事の際には、この協定を活用して対応してまいりたいと考えております。

先日、中畑一二美議員にお会いした際にですね、体育館の冷房の御検討というお話が私にもありましたが、先ほどの答弁となりましたことを御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 予想しておりましたけれども、今、副市長のほうからありましたけれども、スポットクーラーというのも、実は私これから話ししようとしてましたけれども、もうその協定を結ばれているということで、何かあった場合はすぐそういう機械関係が供給されるということでよろしいでしょうか。はい、分かりました。これ以上話しても駄目だと思いますので、この件に関しては以上で終わりたいと思っております。

一つ考え方ということがありまして、我々、体育館は小・中学校のものだということインプットされているわけですけど、ある防災の専門家の方がですね、体育館はもともと避難所なんだという捉え方をしまして、非常時以外は小・中学校に貸しているんだという防災の観点から物事を考える発想をしておりました。非常に大事な視点かなと思えました。コロナ禍のこういうときだからこそ、いろいろなことに発想の転換が必要になるのではないかとこのように思いましたので、一言申し述べました。それでは、

次の質問に移らせていただきます。

2. 指定ごみ袋への広告掲載についてお伺いをします。

先日、葛西勇人議員の質問におきまして、資源物回収全体の収支が約2,300万円の支出増となっているとのことでありました。

現在、全国のいろいろな自治体で、指定ごみ袋に民間企業等の広告を掲載し、広告料収入により、そのごみ処理費用を削減しているという事例が見られます。

当市においても、指定ごみ袋を使用していることから、指定ごみ袋への広告掲載により、ごみ処理費用の削減が可能であると考えますけれども、市の見解をお伺いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 指定ごみ袋の手数料収入には、製造委託費、販売店への取扱手数料が含まれており、一部がごみ処理費用に充当されております。指定ごみ袋のみの収支は歳入が歳出を上回っておりますが、ごみ処理費用全体では、多額の一般財源が投入されている状況であります。

このことから、ごみ処理費用に対する財源を確保するため、使用可能な広告媒体は、積極的に活用するべきであると考え、指定ごみ袋への広告掲載を検討させていただきたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） ぜひ前向きに検討をお願いします。

まず再質問いたします。ごみ袋の製造、販売に関する経費の内訳についてお知らせいただきたいと思っております。

また、市全体のごみ処理経費の収支状況についてもお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市民課長。

○市民課長（今井匡己） まず、指定ごみ袋の製造、販売に関する経費の内訳について、御説明いたします。

令和2年度のごみ袋の製造、販売に関する経費の内訳は、収入分として、ごみ袋の売上収入が3,228万9,000円。支出分として、配送委託料を含む製造委託料が2,093万5,000円、販売店への取扱手数料が420万3,000円となっており、合計2,513万8,000円となっております。ごみ袋の製造、販売に関する経費だけで見た場合は、収入が支出を715万1,000円上回る事となっております。

次に、市全体のごみ処理経費の収支について御説明いたします。

収入については、ごみ袋の販売収入として家庭ごみ処理手数料が3,228万9,000円、資源物の売却収入、その他の収入を合わせて、合計が3,456万2,000円となっております。

また、支出については、弘前地区環境整備事務組合及び黒石地区清掃施設組合負担金1億5,987万円、ごみ収集委託料、分別収集委託料、その他の支出を合わせ、合計3億246万3,000円で、収入と支出の差額が2億6,790万1,000円と大きく超過しており、多額の一般財源を投じている状況となっております。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 今、収支お伺いいたしましたけれども、指定ごみ袋単体でいくと約715万円の黒字と言えば変ですけど、収支がプラスと、ただ、それ以外のごみ処

理費用トータルすると2億6,790万円の赤字ということで、当初私が考えていたことは、広告収入を増やして、指定ごみ袋の値段を少しでも下げれるんじゃないかなということを考えていたわけでありました。

しかし実際は、今ありましたように、収入よりも費用のほうがはるかにかかっているということで、ごみ処理費用に充てるしかないのかなと思っております。ただ、この広告収入は微々たる金額かもしれませんが、ちりも積もれば山となるということでございますので、また広告企業にとってももちろん宣伝になりますし、市としてもごみ処理費用が減るというウィン・ウィンの関係にあると思います。ぜひとも一日も早く実現していただきたいと思います。

それでは、3. 障がい者支援についてお伺いいたします。①日常生活用具給付等事業についてお伺いいたします。

あまり目にする事のない名称でありますけれども、どのような物が給付の対象になっているのか、また主な用具の当市の令和2年度の給付実績の人数と金額をお知らせいただきたいと思います。

そして、次に②暗所視支援眼鏡についてお伺いいたします。

これは国の指定難病の一つであります網膜色素変性症という病気がございます。この病気は暗いところで目が見えにくくなる、昔で言いますと鳥目と言うのかな、そういう症状だと思うんですけども、そのほか視野が狭くなる視野狭窄が進んで、さらには視力が低下し失明することもある、そういう進行性の病気です。約4,000人から8,000人に1人と言われておまして、当市におきましても3名の患者さんがいるということであります。この暗所視支援眼鏡を利用すると当然、物が見えやすくなるわけでありまして、一方、値段高く約43万円かかるということで、高額なため、なかなか購入に踏み切れていないのが現状であります。患者にとって生きる勇気と希望につながるこの暗所視支援眼鏡を、日常生活用具給付等事業の対象品目に追加していただきたいと思っておりますけれども、市の見解をお伺いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 障がい者支援についての御質問にお答えいたします。日常生活用具給付等事業は、原則として在宅の重度障がい者等に対し、日常生活の便宜を図り、もって福祉の増進に資することを目的として、必要な用具の給付を行う事業であります。

当市では、給付の対象となる日常生活用具は、6区分、46種目ありますが、主な種目としましては、排せつ管理支援用具としてストーマ装具、紙おむつ、在宅療養等支援用具としてたん吸引器、情報・意思疎通支援用具として視覚障がい者用拡大読書器、住宅改修費として段差解消の改修等があります。

給付の実績については、後ほど健康福祉部長から答弁させます。

次に、指定難病の一つであります、網膜色素変性症の方々が使用することで、暗いところでも明るく見える暗所視支援眼鏡を、当市の日常生活用具給付等事業の対象に新たに追加できないかとの御質問についてですが、同じ生活圏である津軽圏域8市町村で、日常生活用具給付等事業を含む地域生活支援事業を統一して実施しているため、内容の改定につきましては、津軽圏域8市町村による地域生活支援事業検討会において議論する必要があります。

暗所視支援眼鏡は、近年製品化され、高額なため、難病患者の方々が、個人で購入するには経済的負担が大きいこと、また、使用することにより利便性が向上し、福祉の増進に資するものと見込まれることから、津軽圏域8市町村による地域生活支援事業検討会に対象の品目として追加されるよう、本市より提案したいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私からは、令和2年度の日常生活用具給付等事業の、主な給付実績について、人数と金額をお答えいたします。

排せつ管理支援用具のストーマ装具が74名で約645万円、同じく紙おむつが23名で約262万円。住宅改修費の段差解消改修は1名で約20万円。情報・意思疎通支援用具の視覚障がい者用拡大読書器は1名で約20万円。在宅療養等支援用具のたん吸引機は3名で約14万円となっております。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 今回聞き取り調査したときに、市長から答弁ありましたけれども、平川市単独ではできないということでありました。ぜひ今年11月に1年に1回行われる、その検討会ですね。ぜひ対象品目に追加していただくことを提案していただけるようよろしくお願いします。

続きまして、4. がん対策についてお伺いいたします。

まずは①ウィッグ等の購入費助成についてであります。現在、日本では2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなっているという状況にあります。

御承知のとおり、青森県は人口10万人当たりのがん死亡率が16年連続全国ワーストということで、県としても短命県返上のためにいろいろと取組を行っておりますけれども、すぐには改善につながらない、そういう状況にあります。

青森県の特徴として、がんの罹患率、かかる率は全国平均並みとなっております。にもかかわらず、全国に比べて人口当たりのがんの死亡率が高いということが分かっております。しかも40代、50代の働き盛りの方ががん死亡者が多いというデータもあります。これを言い換えると、進行してからがんが発見される割合が非常に高い、早期発見が少ないということでもあります。裏を返せば、早期発見・早期治療をすれば、助かる命が増えるということでもあります。

そのような中、本市においては、がん検診等の施策により、早期発見・早期治療に取り組んでいるところであります。しかしながら、現在のコロナ禍にあっては、検診を受診控えの方が非常に増えているということでもありますので、発見が遅れないようにしっかりと周知していただきたい、このように思っております。

こういった施策に加えまして、現在がん闘病中の方への支援として、抗がん剤治療等により脱毛が生じた方や乳がん治療による乳房の切除をされた方などに対し、身体的・精神的負担を和らげ、また、治療によって外見が変化した患者に対し、外見の変化を補完する補正具であります医療用のウィッグや胸部補正具などがあります。これらは見た目を気にすることなく外出をしたり、社会との接点を増やす後押しをするためのものでもあります。

しかし、保険対象外であり数万円から数十万円と高額で金銭的負担が大きいので、この購入費用に対し助成ができないものかどうか市の見解をお伺いいたします。

また、②がん教育についてお伺いたします。

2018年の全国の小・中学校における、がん教育の実施状況は6割以上であるとのデータがあります。新学習指導要領においても保健体育分野でその指導が求められ、教科書でも指導内容に取り扱われていると思いますけれども、どのような内容になっているのかお知らせください。

また、ほかの自治体では、がんの専門医やがんを経験した方々が学校に出向き、子供たちに出前講座を実施しているところもあります。現在のコロナ禍では無理ではありますけれども、コロナが収束してからぜひ実施をしていただきたいと思います。

なぜならば、青森県は、先ほども言いました、がんとの関連性が高いとされる喫煙率も全国第2位という高さであります。これも大きな原因ではないかと思っておりますけれども、そのほかにも青森県は飲酒量や塩分摂取量が多いこと、野菜の摂取量が少ない、また運動習慣が少ないことも挙げられております。このような状況について、幼少期からのがん教育が有効と思われましても、本市において保健体育の授業以外で、何か取り組まれていることがあればお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 医療用ウィッグや胸部補正具などの購入費用の助成についての御質問にお答えいたします。

がん治療においては、副作用として脱毛などの外見の変化が生じることがあり、患者の精神的な負担が大きくなることから、治療を続けながら社会生活を継続していく上で、ウィッグなどの医療用補正具を必要とする方がおられることは認識しております。

がん教育についての御質問は、教育長が、購入費の助成についての御質問については、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 私からはがん教育についてお答えします。

学校教育におけるがん教育の実践は、本市の第2次長期総合プランの基本政策である「健やかなひとづくり」にも大きく寄与する取組であり、学校教育の中での確実な推進が求められるものであります。

保健体育の授業の中でのがん教育は、全ての小・中学校においても実施されており、小学校6年生では、特に生活習慣に関連しての内容の取扱いが中心となって構成されております。加えて、がん研究振興財団作成の「がんを防ぐための新12か条」が示されており、喫煙をしないことや塩分の取り過ぎに気をつけること、適度な運動をすることなどが大切であるとの指導内容が記されております。

また、中学校2年生では、がんの発生の仕方、がんの要因と予防、がんの早期発見と回復といった枠組みでの内容となっていることに加え、小学校と同様に「がんを防ぐための新12か条」も示し、医療分野的な内容と生活習慣関連的な内容を学ぶように構成されております。

一方、保健体育の授業以外では、本市と弘前大学が短命県返上に関連した健康教育推進を目的とした事業を協働的に推進してきた経緯があり、事業終了後も、市内各校で継続して進められています。

例えば、喫煙や飲酒に関連した生活習慣の見直し等の講習会で、医師や薬剤師を招い

たり、運動の大切さや食事による塩分の取り過ぎ等の注意喚起をテーマとした講習会で、栄養士や養護教諭等を講師にお願いしたりするなど、将来の生活を今から考えていけるような取組を進めております。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私からは購入費用の助成についてお答えいたします。これまで、市に対する医療用ウィッグや胸部補正具の購入助成に関しての相談は、ここ数年で2件寄せられていましたが、その中にはがん治療の影響ではないもの、頭部の外科手術もありました。

議員御指摘の、現在闘病中の方に対する支援としてのウィッグなどの購入費の助成につきましては、がんの罹患に限らず、どのような支援を必要とする方がおられるのか、また、検診後の精密検査で治療が必要となった方々に対し、治療に関する情報提供や、相談体制の構築による精神的な支援をしながら、調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 今がん教育のほうをいろいろやられているということでございますので、今後一層推進をしていただきたい、そのように思っております。そしてまた、ウィッグ等の助成に関しては、ちょっと今のところ相談件数もないのであまり考えてないということでもありますけども、やはりこういったものやっていくことによって、そういう対象者結構いらっしゃると思います。ただ、そういう助成がないので、そういう相談がないのではないかなと思っておりますけども。ぜひともそういった苦しんでる方のために、そういう助成、今すぐでなくても結構ですので、将来的には何とか予算化していただきたい、そういうふうをお願いをして、この問題については、もう一点ありました、失礼しました。

先日、私も実際にどういう教科書使用されているのか、学校教育課のほうに行きまして、小学校五、六年用の教科書と中学校一、二年用の教科書を見せていただきました。

やはり、今答弁ありましたとおり、どちらも生活習慣病の中の一つとして取り上げられておりました。

そして、昨日も工藤竹雄議員が生活習慣病について質問されておりましたけれども、私といたしましては、がんは生活習慣病の中の一つではありますけれども、あまりにも身近にありまして、注意をしなければならぬ病気だというふうに思っております。

子供の頃から、このがん教育を行うことによって、自分や家族の生活習慣を見直ししたり、また、家族に対し、がん検診をしているのかとか、子供から親やおじいちゃん、おばあちゃんにそういう話をすることによって、そのがん検診を受診する方が増えることによって、早期発見・早期治療につながる事ができればいいのかなど。ぜひとも市民の皆様の健康長寿のためにも、今からでも少しずつ始めていってほしいと思っております。

では、最後の質問になります。5.「おくやみコーナー」の設置についてお伺いをします。

死亡手続には数多くの手続があります。遺族の方々は高齢者の方が多く、その手続のために、関係する課を訪れ毎回申請書への記入を求められ、時間的にも身体的にも、大

変負担が大きい状況であります。

近年、県内外の自治体において、その遺族の方々の負担軽減につなげるため、「おくやみコーナー」を設置して、絞り込みされた必要な手続をそのコーナーにおいてワンストップで行う取組をしております。当市においてもこの「おくやみコーナー」を設置してはいかがかと思っておりますけれども、市の見解をお伺いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 「おくやみコーナー」設置についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、死亡の手続には死亡の届出のほか、健康保険や年金、相続など多くの手続があり、御遺族にとっては大きな負担となっております。

そのため国では、「おくやみコーナー」を設置する市町村を支援するためにポータルサイトを立ち上げ、ガイドラインの策定などを行い、「おくやみコーナー」の設置を積極的に推進しています。

またここ最近では、全国的に「おくやみコーナー」を設置する自治体が急速に増えており、本県においても青森市、弘前市、つがる市、鶴田町が既に設置している状況であります。

当市におきましては、その窓口で手続が完了するワンストップ方式とするのか、弘前市のように手続の洗い出しや申請書の作成支援は行うが、それぞれの手続については各窓口を回るリレー方式とするのか、現在検討を進めているところでございます。

いずれの場合においても、手続が漏れなくスムーズに済ませられ、御遺族の負担を少なくできるよう体制を整備していきたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 国のほうからもそのように来てるということでございますので、ぜひ設置をしていただきたい。

そして再質問になりますけれども、お悔やみに関する手続が分かりやすく書かれたハンドブックを作成しているところもございます。遺族の方々が必要な手続を漏れなくできるように配付をしている自治体もあります。当市ではこのようなサービスを提供しているのかお伺いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市民課長。

○市民課長（今井匡己） お悔やみ手続のハンドブックについてお答えいたします。

現在、お悔やみに関する手続のハンドブックを配付するというサービスの提供はしておりません。

しかしながら、死亡手続の際に、御遺族に亡くなられた方に関する状況を確認し、手続が必要とされる課の異動届やチラシを配付しております。

このたび、お悔やみに関する必要な手続が分かりやすく、漏れなくスムーズにできるよう、他市を参考に、手続の案内となるチェックリストを作成中でございます。完成し次第、速やかに死亡手続の際に配付し、お悔やみに関する手続に役立てていただきたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 今チェックリストを作成中ということでありましたけれども、概要についてもう少し詳しくお知らせいただきたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 市民課長。

○市民課長（今井匡己） お悔やみ手続チェックリストに関する概要について説明させていただきます。

現在作成しておりますお悔やみ手続チェックリストにつきましては、9課17係31の手続に加えて相続登記や電気・ガス・金融機関など市役所以外の手続についても補足事項として掲載を予定しております。

なお、チェックリストの大きさについてはA3サイズ両面で、お悔やみ届出時の配付のほか、市のホームページからダウンロードできるよう想定しております。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 今ありましたとおり、なんとトータルで9つの課がまたがっていると、そして17の係、種類としては31種類もの手続があるということでございます。一度に全ての手続を行うことはないと思いますけれども、ここで再質問として、年間どのくらいの届出があるのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市民課長。

○市民課長（今井匡己） 年間でどれくらいの死亡届があるのかという御質問にお答えいたします。令和2年1月から12月までの内容とさせていただきます。年間の死亡届出数は483件でございます。月平均にしまして約40件、1日平均にしまして約2件届出があります。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 前に聞き取りのときに、チェックリストをちょっと見せてもらったんですけども、非常に数が多いために非常に文字が小さくなっているような気がいたしました。やはりチェックリストを配付したとしても、実際はなかなか見ても分からないという方が多いのかなと思います。ですから、直接役所に行って聞いたほうが早いということで、直接窓口に来る方も多いのではないかと考えております。

そこで、他の自治体では予約制にしてやってるところもございます。そうすることによって、その関係する手続を事前に聞き取りをするわけですので、来たときにスムーズにその手続が行われるように工夫をしているということもございますので、ある自治体では、受付から手続完了までこれを利用することによって、時間が半分に短縮されたということでもございますので、ぜひこのチェックリスト、「おくやみコーナー」を設置していただきたいと思っております。

市長は以前、新庁舎においては、書かない窓口にするんだということを答弁されておりましたけれども、やはり、いかに待たせないかっていうことが市民サービスの基本でございます。今、デジタル化も進んできておりますので、このデジタル化も含めながら、これからも市民目線での対応をしていただきますようよろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（桑田公憲議員） 3番、中畑一二美議員の一般質問は終了しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次にお諮りします。会期日程表のとおり16日、17日、21日は決算特別委員会開催のため、15日、22日は議事整理のため、本会議を休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。
よって、次の本会議は24日午前10時開議とします。
本日はこれをもって散会します。

午後 3 時11分 散会

